

第9期 芽室町
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画
原 案
令和6年度～令和8年度

芽 室 町

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	2
2	法的位置づけ	3
3	計画期間および見直し時期	4
4	計画の策定体制	5
5	その他の計画との関連	7
6	日常生活圏域の設定	8
第2章	高齢者を取り巻く状況	9
1	高齢者人口の現状と将来推計	10
	(1) 高齢者人口	
	(2) 高齢者世帯数	
	(3) 平均寿命と平均余命	
	(4) 高齢者の人口構成の変化	
2	介護保険認定からわかる傾向	13
	(1) 介護保険認定者の年齢構成	
	(2) 介護保険新規申請者の認定	
	(3) 介護保険新規認定者の疾患	
3	認知症の状況	16
	(1) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数	
	(2) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数将来推計	
	(3) 認知症に関する施策の推進	
4	高齢者の生活実態	18
	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
	(2) 80～84歳訪問での聞き取り調査	
	(3) 在宅介護実態調査	

目次

5	第8期計画の評価	30
	(1) 基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康の維持	
	(2) 基本目標2 何らかの支援が必要になっても今の住まいで暮らせる	
	(3) 基本目標3 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備	
6	介護保険認定者数と給付実績	32
	(1) 認定者数の推計	
	(2) 芽室町と全国、全道の比較	
7	高齢者を取り巻く状況のまとめ	35
	(1) 人口	
	(2) 介護保険認定からわかる傾向	
	(3) 高齢者の生活実態	
	(4) 介護保険サービスについて	
第3章	基本目標と施策体系	37
1	基本理念	38
2	基本目標	38
3	施策体系	41
4	各事業の概要と目標	44
第4章	給付費と介護保険料の推計	68
1	介護サービス量の見込み	69
2	第1号被保険者の保険料	72
3	低所得者への配慮	81
添付		
1	策定経過	
2	計画の諮問ならびに答申	

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 我が国の令和4年10月1日現在の65歳以上人口は、3,624万人となり総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%になりました。なかでも75歳以上人口は1,936万人で総人口に占める割合は15.5%であり、65～74歳の13.5%を上回っています。^{※1}

芽室町も全国と同様の傾向で、生産年齢人口の減少と85歳以上人口の増加が予想されています。

- 人口構造の変化とそれに伴う地域社会の変化（就業人口の減少や介護保険サービスの需要増等）に対応するため、引き続き高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の見直しが必要です。

「できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らしたい」、これは町民の多くに共通する願いであり、これを実現するためには、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる環境が求められます。

- 本計画は人口構成や地域社会の変化があっても、保健・医療・介護・福祉を実情に応じて構築し、持続していくために策定するものです。

出典

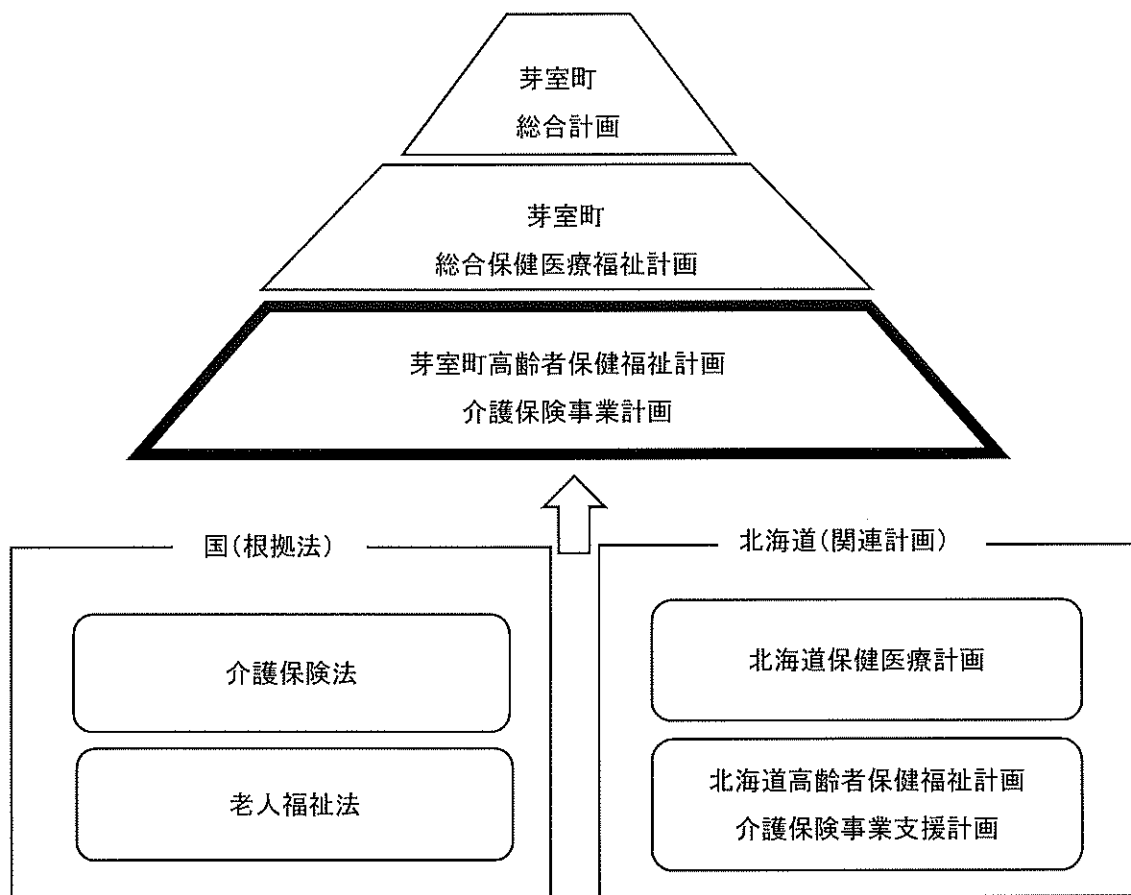
※1 令和4年度高齢者白書

2 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、主な保健福祉事業の内容や利用見込み、供給体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

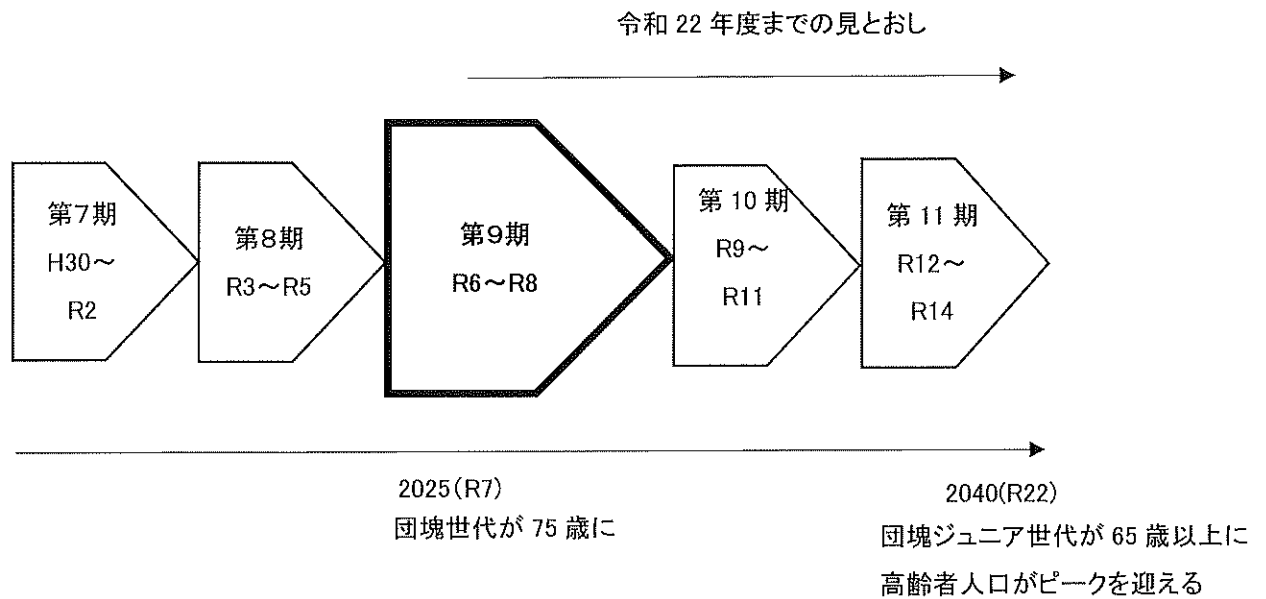
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき介護給付等のサービスや地域支援事業の内容、見込み量を定めるなど、介護保険事業の安定した運営に向け必要な事項を定めるものです。

老人福祉法および介護保険法では、これらの計画を一体のものとして作成することとされています。



3 計画期間および見直し時期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間は高齢者人口がピークを迎える令和 22 年を見据え、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。



4 計画の策定体制

(1) 芽室町総合保健医療福祉協議会

「芽室町総合保健医療福祉協議会条例」及び「芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則」に基づき「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した高齢者・介護部会において審議しました。

(2) 芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

令和5年6月

計画の総合的な策定を目指し、庁内関係部署による検討委員会を設置し、現状分析や検討を行いました。

(3) 町民の意見反映

介護保険法第117条において、介護保険事業計画の策定にあたっては被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされています。そのため、町民を対象とした調査や関係団体、介護保険サービス事業者との意見交換を行いました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査期間	令和4年12月～令和5年1月
調査対象	自宅で暮らしている65歳以上の町民 (介護保険の要介護認定者を除く)
配布人数	2,000人
調査方法	郵送
結果	回収人数1,499人、回収率75.0%

②在宅介護実態調査

調査期間	令和4年12月～令和5年1月
調査対象	自宅で暮らしている要支援・要介護認定者及びその家族等介護者
配布人数	260人
調査方法	郵送
結果	回答者数149人、回収率57.3%

③関係団体との意見交換

団体名	実施日	参加者数
高齢者支援活動推進事業 活動推奨団体	令和5年7月21日	27人
民生委員児童委員協議会	令和5年8月24日	43人
ケアマネネットワーク会議	令和5年10月19日	22人
芽室町単位老人クラブ会長	令和5年12月15日	26人

④介護保険サービス事業者との意見交換

実施日	対象事業者
令和5年5月29日	町内介護事業所6事業所、代表者8人

⑤パブリックコメントの実施

期間：令和5年12月28日～令和6年1月30日

5 その他の計画との関連

(1) 芽室町総合計画

総合計画は、まちづくりの計画として最上位に位置づけられており、芽室町の将来像やまちづくりの方向性を示した計画です。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合計画における高齢者を対象とした個別計画として位置づけられています。

(2) 芽室町総合保健医療福祉計画

総合保健医療福祉計画は、総合計画における保健医療福祉分野施策を総合的に推進するための基本計画であり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の指針となる計画です。

(3) 芽室町地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉施策を総合的に推進する上での理念と住民参加による地域づくりを進めるための計画です。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、地域福祉計画の内容と調和が保たれたものとなります。

(4) その他の関係計画

総合保健医療福祉計画を指針とするその他の個別計画には、「健康づくり計画」、「障がい者福祉計画」等の計画があり、連携と相乗効果をもって推進します。

(5) 北海道の計画

北海道が策定する「北海道医療計画」は市町村などの活動推進の指針となるものであり、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」は、市町村へ基本指針等の提示・助言を行う役割があり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画はこれらと調和が保たれたものとなります。

6 日常生活圏域の設定

芽室町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス等を提供するための施設等の整備状況を総合的に勘案し、芽室町全体を1圏域とします。

第2章 高齢者を取り巻く状況

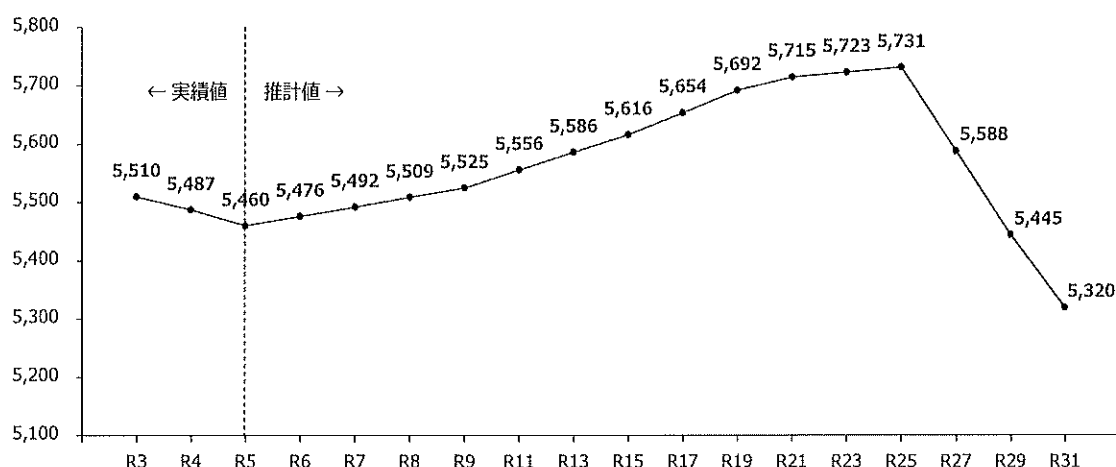
1 高齢者人口の現状と将来推計

(1) 高齢者人口

芽室町の令和5年9月末時点の住民基本台帳に基づく総人口は、17,949人で、平成20年をピークに減少している一方で、高齢者人口は平成12年の介護保険制度開始前から増加を続けており、令和25年まで高齢者数が増加すると予測されます。

また、全国的に総人口が減少する中で少子化が進むことから高齢化率は上昇するものと予測されます。

【図表1 高齢者人口の将来推計(人)】



【図表2 高齢者人口の推移(人)】 出典 住民基本台帳 令和6年9月から推計値

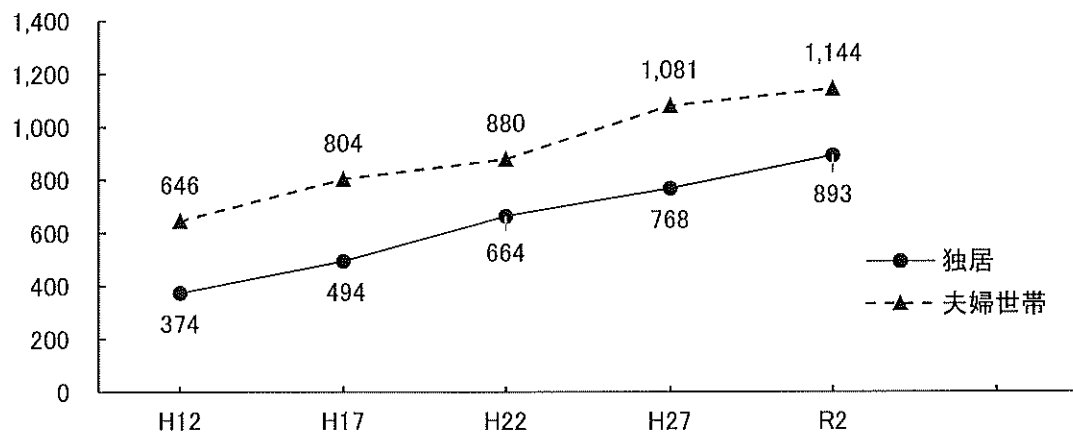
	R3.9 (2021)	R4.9 (2022)	R5.9 (2023)	R6.9 (2024)	R7.9 (2025)	R8.9 (2026)	R9.9 (2027)	R11.9 (2029)	R13.9 (2031)
総人口	18,192	18,079	17,949	17,767	17,586	17,404	17,223	16,856	16,485
高齢者人口	5,510	5,487	5,460	5,477	5,492	5,509	5,524	5,556	5,586
65～74 歳	2,643	2,569	2,456	2,404	2,352	2,301	2,249	2,219	2,262
75 歳以上	2,867	2,918	3,004	3,073	3,140	3,208	3,275	3,337	3,324
高齢化率(%)	30.3	30.4	30.4	30.8	31.2	31.7	32.1	33.0	33.9

	R15.9 (2033)	R17 (2035)	R19 (2037)	R21 (2039)	R23 (2041)	R25 (2043)	R27 (2045)	R29 (2047)	R31 (2049)
総人口	16,114	15,724	15,334	14,931	14,516	14,101	13,625	13,150	12,697
高齢者人口	5,616	5,654	5,692	5,715	5,723	5,731	5,588	5,445	5,319
65～74 歳	2,306	2,358	2,410	2,435	2,432	2,430	2,301	2,172	2,045
75 歳以上	3,310	3,296	3,282	3,280	3,291	3,301	3,287	3,273	3,274
高齢化率(%)	34.9	36.0	37.1	38.3	39.4	40.6	41.0	41.4	41.9

(2) 高齢者世帯数

高齢者世帯数が増加しています。今後も増加する見込みです。

【図表3 高齢者世帯数の推計（世帯）】



出典 国勢調査

※1 5年ごとの国勢調査を基にしているため、実績値は R2 となります。

※2 国勢調査の夫婦世帯は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の世帯です。

(3) 平均寿命と平均余命

① 平均寿命

芽室町の平均寿命は、全国と比較して長くなっています。

【図表4 芽室町の平均寿命（歳）】

	H12	H17	H22	H27	R2
男	78.5	79.4	80.3	81.3	82.1
女	85.1	85.8	85.9	87.4	87.8
男(全国)	77.2	78.5	79.5	80.7	81.4
女(全国)	84.6	85.5	86.3	87.1	87.6

出典 厚生労働省 市区町村別生命表 国勢調査を実施した年に公表されます。

② 平均余命

全国の75歳の平均余命は、男性12年（87歳）、女性16年（91歳）となっています。平均寿命よりも平均余命が長くなっており、長生きを前提に健康で過ごせる期間を延ばす取り組みが必要です。

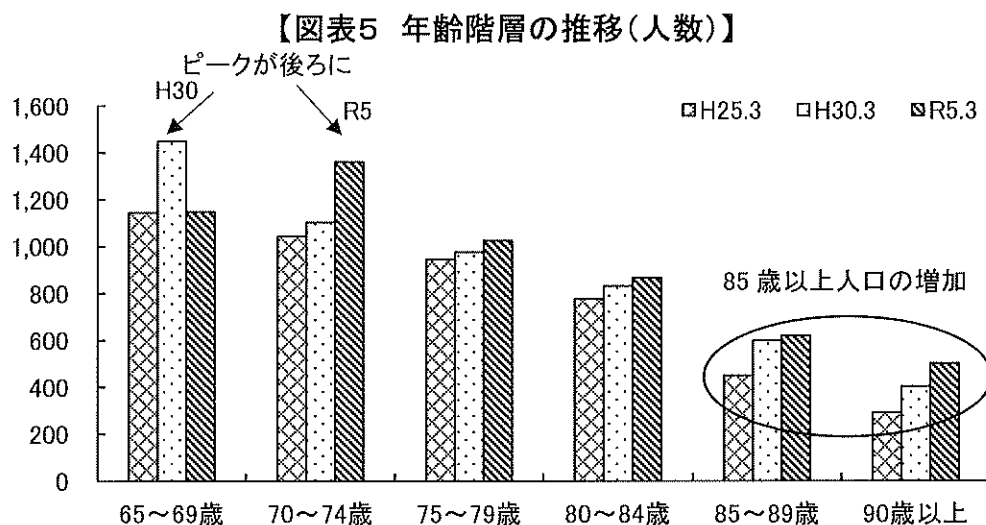
平均余命とは、ある年齢の人があと何年生きられるか示す年数です

出典 厚生労働省 令和2年簡易生命表

（4）高齢者の人口構成の変化

芽室町の高齢者の人口は、平成30年には65～69歳がピークでしたが、令和5年には70～74歳がピークになっています。平均寿命が延びていることから今後も人口のピークが後ろ倒しになっていく見込みです。

平成25年と比較すると85歳以上の人口が増えており、介護保険認定者になりやすい年齢層の人口が増えています。芽室町では高齢者の中でもより年齢の高い層の割合が高まっています。



出典 見える化システム

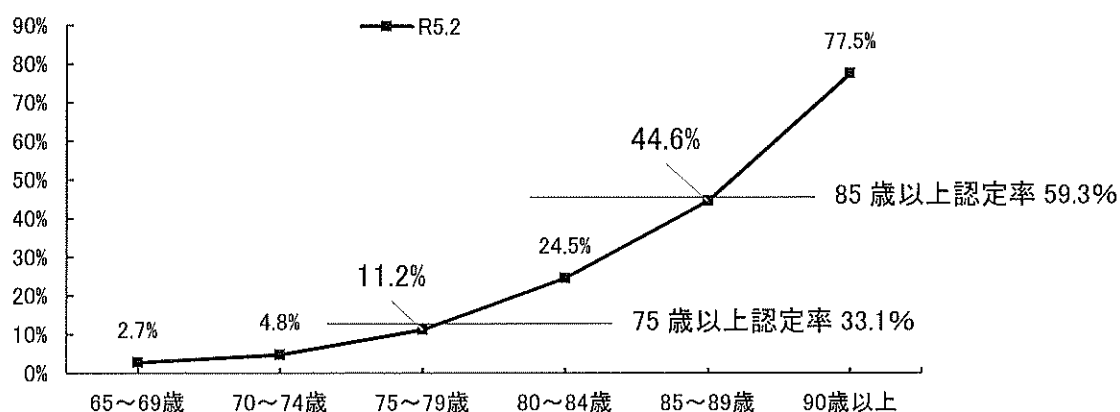
2 介護保険認定からわかる傾向

(1) 介護保険認定者の年齢構成

① 芽室町の要介護認定率

75～79歳で11.2%、85歳～89歳で44.6%となり10年間で急激に上昇します。85歳以上では59.3%が認定者となります。認定率は高齢者の年齢構成に影響され、85歳以上人口増に伴い認定率も上昇する見込みです。

【図表6 年齢別認定率 令和5年2月末(芽室町)】

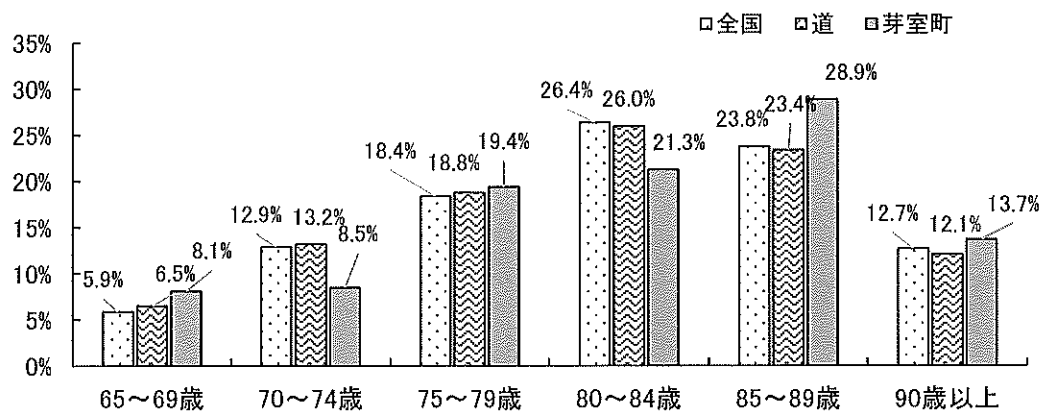


出典 介護保険システム

② 芽室町の新規認定者の年齢分布

全国と比較すると、84歳までは少なく85～89歳の年齢層が多い状況です。これは全国・全道と比較して元気で暮らせる期間が長いことを示しています。

図表7 新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布
令和3年度



出典 見える化システム

③ 参考

【図表8 芽室町の介護保険新規申請年齢の推移】

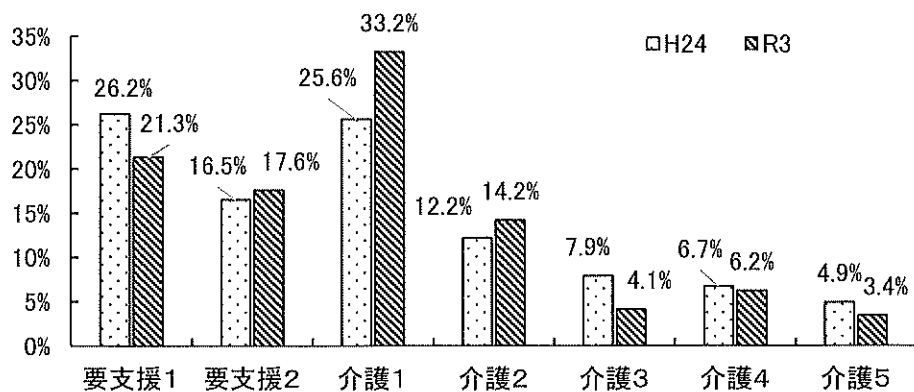
年度	平均年齢（歳）	新規申請者数（人）	年度末高齢者人口に対する割合（％）
H26	80.2	168	3.4
H27	80.7	144	2.9
H28	80.4	187	3.6
H29	82.3	210	4.0
H30	81.6	208	3.9
R1	83.0	186	3.4
R2	82.2	185	3.4
R3	82.0	204	3.7
R4	82.8	231	4.2

出典 介護保険係所管 要介護認定一覧票

④ 新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布

新規要支援認定者の割合を令和3年度と平成24年度で比べると低く抑えられているのに対し、要介護1認定者の割合は増加しています。要介護1になると認知症の割合が増えることから、生活上の不便が生じて申請に至ったと考えられます。関節疾患等だけでなく認知症の発症を視野に入れた取り組みが必要です。

図表9 新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布
(芽室町)

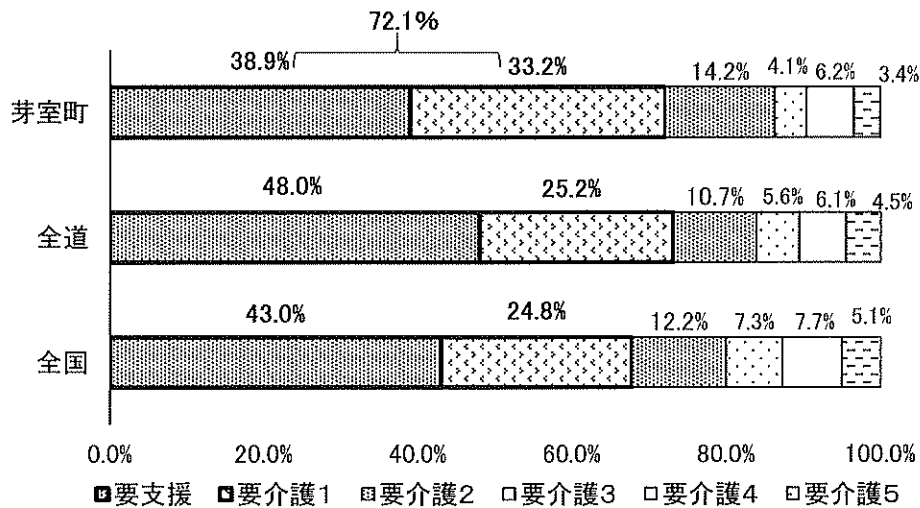


出典 見える化システム

(2) 介護保険新規申請者の認定

芽室町の令和3年度の新規認定者のうち、要支援・要介護1の軽度認定者が占める割合は、全体の72.1%です。下段の図表11から脳血管疾患やがんではなく、加齢等による影響で徐々に生活機能が低下し、介護保険申請に至ったと考えられます。

図表10 介護保険新規認定者の認定内訳全国比較(R3)



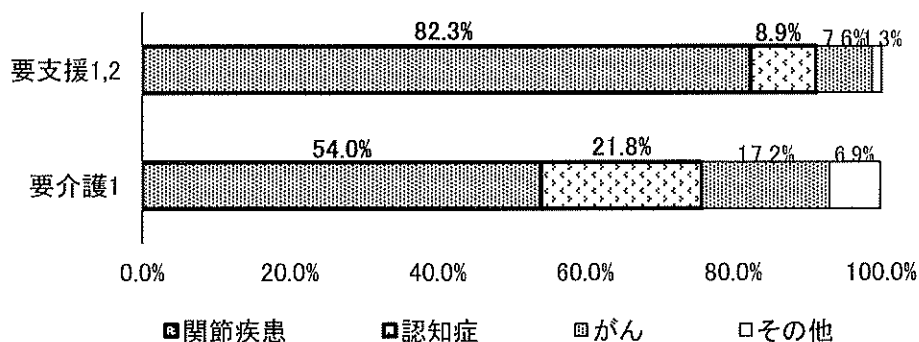
出典 見える化システム

(3) 介護保険新規認定者の疾患

令和4年度の新規要支援認定者の主な疾患は関節疾患が82.3%になっています。関節疾患等は、身体的フレイルの原因の一つであり、フレイルの状態を早期に発見することが介護予防につながります。また、新規要介護1になると、認知症の割合が21.8%に増加します。フレイルへの対策に加えて認知症への取り組みが必要です。

※ フレイル 健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間

図表11 介護保険新規認定者の疾患内訳(R4)



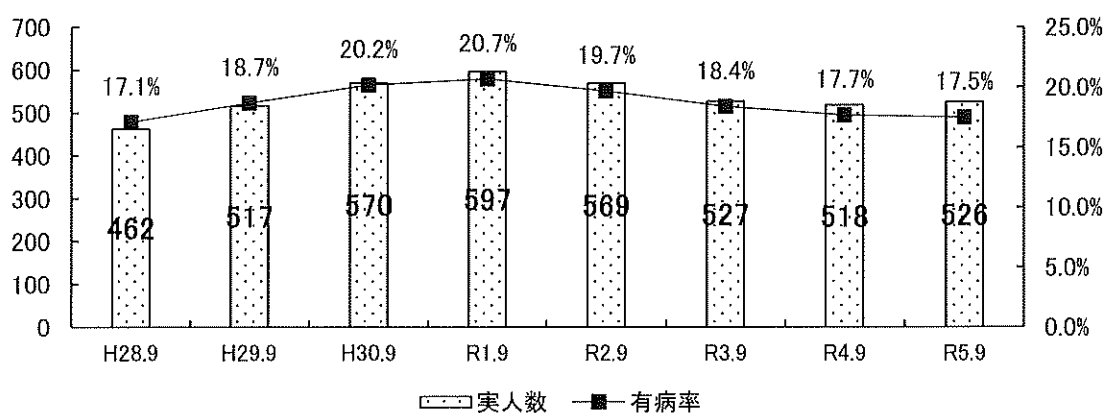
出典 介護保険係所管 要介護認定一覧票の新規申請者におけるKDB

3 認知症の状況

(1) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数

後期高齢者医療保険制度被保険者のうち、医師が認知症と診断している方は、令和5年9月時点で526人です。526人のうち97人が初めて認知症と診断され、そのうち介護保険認定者は82人です。初めて認知症と診断された方は既に介護保険サービス等を利用されている方が多く、公的サービスとつながっていることがわかります。

図表12 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数



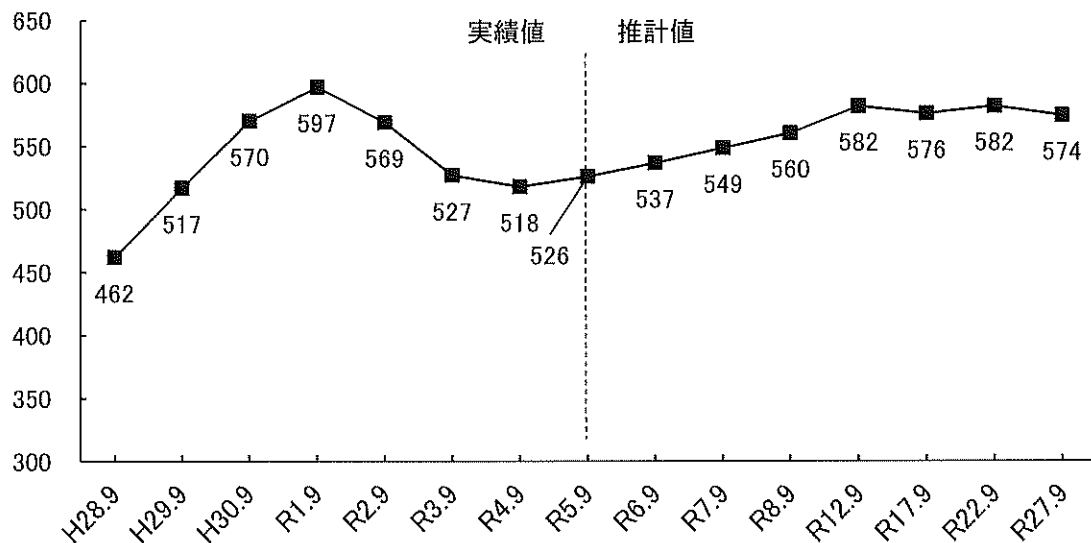
出典 KDB調べ

	H28.9	H29.9	H30.9	R1.9	R2.9	R3.9	R4.9	R5.9
認知症 人数(人)	462	517	570	597	569	527	518	526
被保険者 人数(人)	2,697	2,764	2,823	2,886	2,890	2,870	2,928	3,011
被保険者 平均年齢 (歳)	83.0	82.4	82.5	82.6	82.8	82.9	82.8	82.7
高齢者人口 (人)	5,171	5,317	5,385	5,447	5,507	5,510	5,487	5,460

（２）後期高齢者医療制度被保険者の認知症人実数の将来推計

第９期計画期間中（Ｒ６～Ｒ８ 年度）の認知症と診断された方の人数は、微増にとどまる見込みです。認知症の方が望む生活を続けられるように、その方に応じた個別支援が必要です。

図表１３ 認知症実人数の将来推計（人）



推計値の積算方法

後期高齢者医療被保険者の認知症の有病率 17.5%（芽室町の直近）を 75 歳以上人口の推計値に乘じた

（３）認知症に関連する施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和５年６月に公布され、市町村では「認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされました。本町においては、国や道の計画の策定状況を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

4 高齢者の生活実態

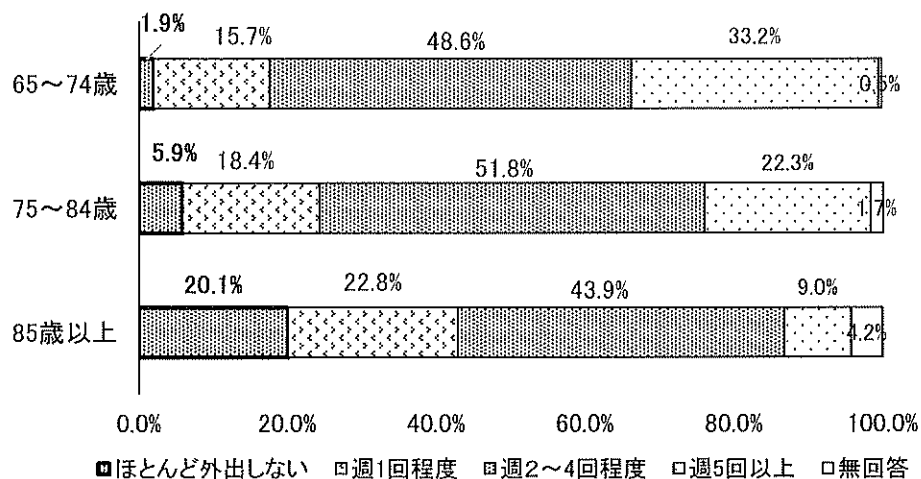
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

この調査は、自宅で暮らす要支援認定者と認定を持たない高齢者を対象に実施しました。要介護状態になる前の社会参加状況等を把握できます。(配布数 2,000、回収数 1,499、回収率 75.0%)

① 外出の頻度

年齢に比例して「ほとんど外出しない」割合が高くなっており、85歳以上では20.1%となります。これは85歳以上の介護保険認定率が59.3%になることから、自力で外出する(移動手段や介助者の確保が必要となる)ことが難しくなるためと考えられます。

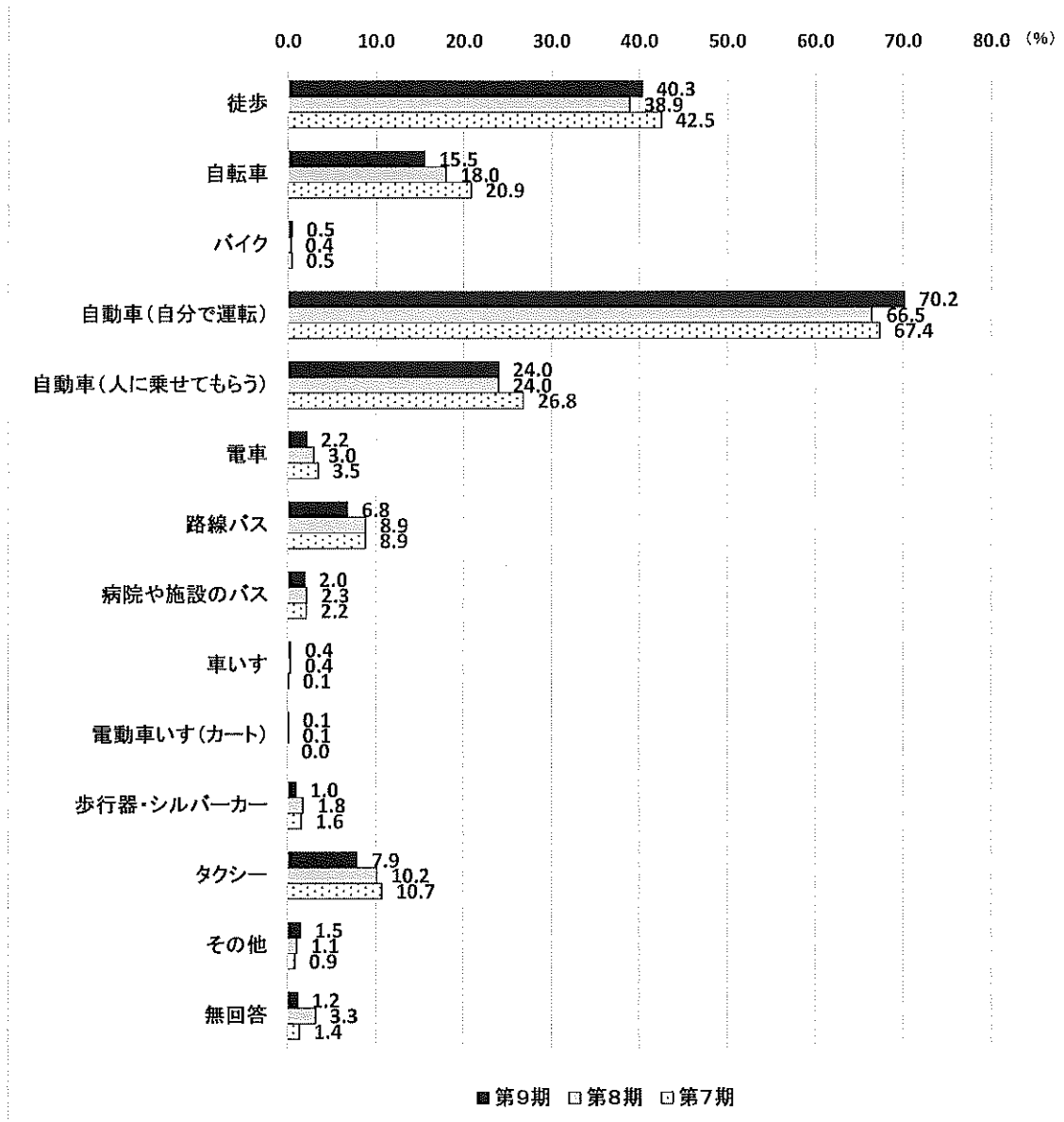
図表14 ほとんど外出しない割合



② 外出する際の移動手段

「自動車(自分で運転)」が70.2%で最も高く、次いで「徒歩」、「自動車(人に乗せてもらう)」と続きます。過去の調査と比較し、大きな変化は見られません。

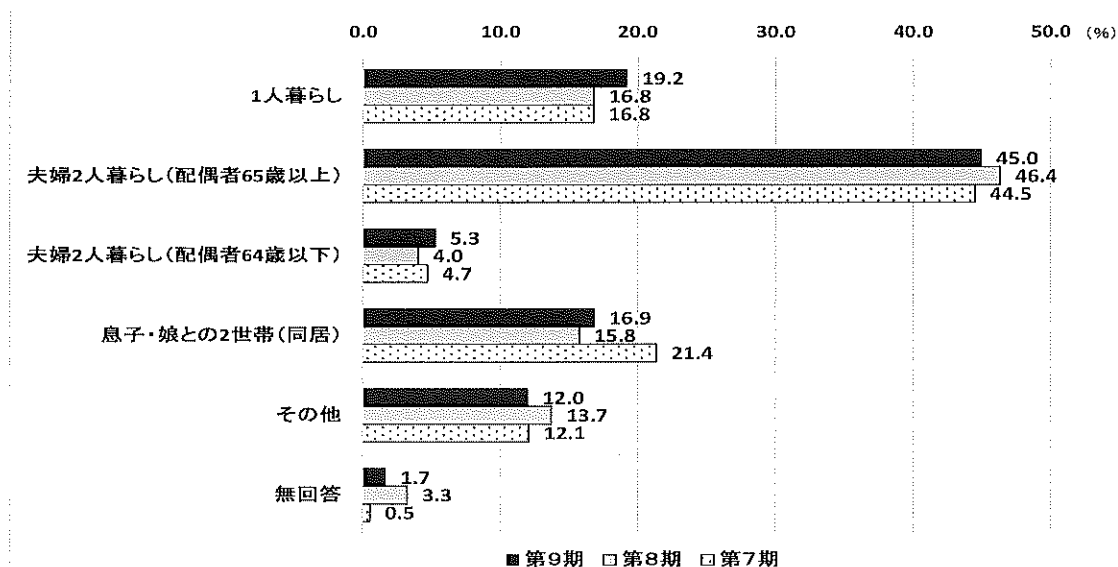
【図表15 外出する際の移動手段】



③ 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 45.0%で最も高く、次いで「1人暮らし」「息子・娘との2世帯」と続いています。過去の調査と比較し、大きな変化は見られません。

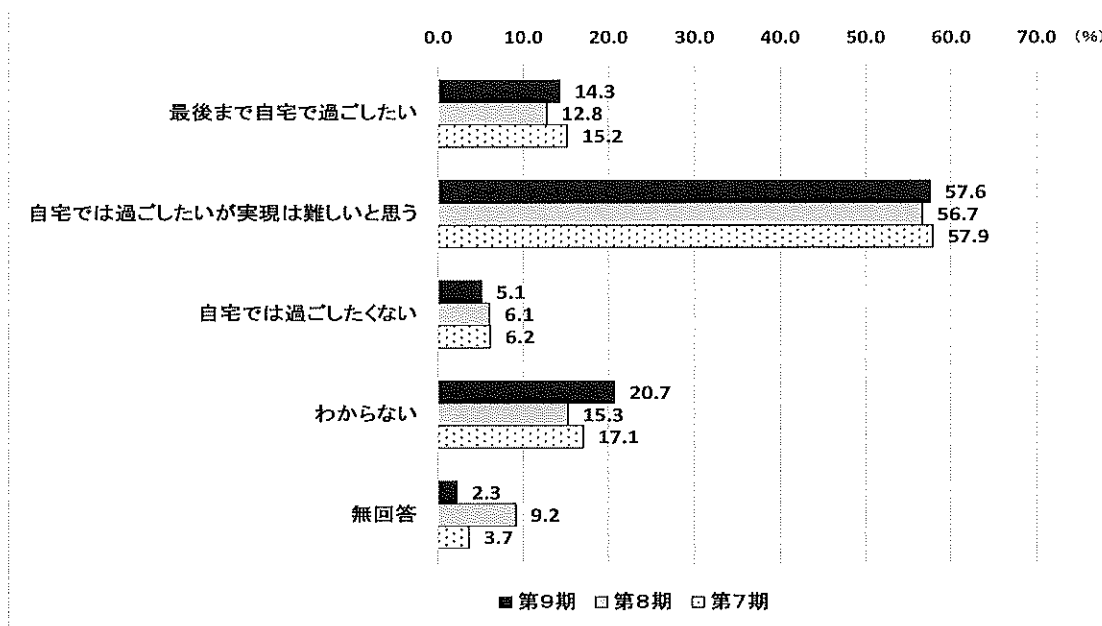
【図表16 家族構成】



④ 余命宣告された場合、希望する療養場所

「自宅で過ごしたいが実現は難しいと思う」が 57.6%で最も高く、次いで、「わからない」、「最後まで自宅で過ごしたい」と続いています。過去の調査と比較し、大きな変化は見られません。

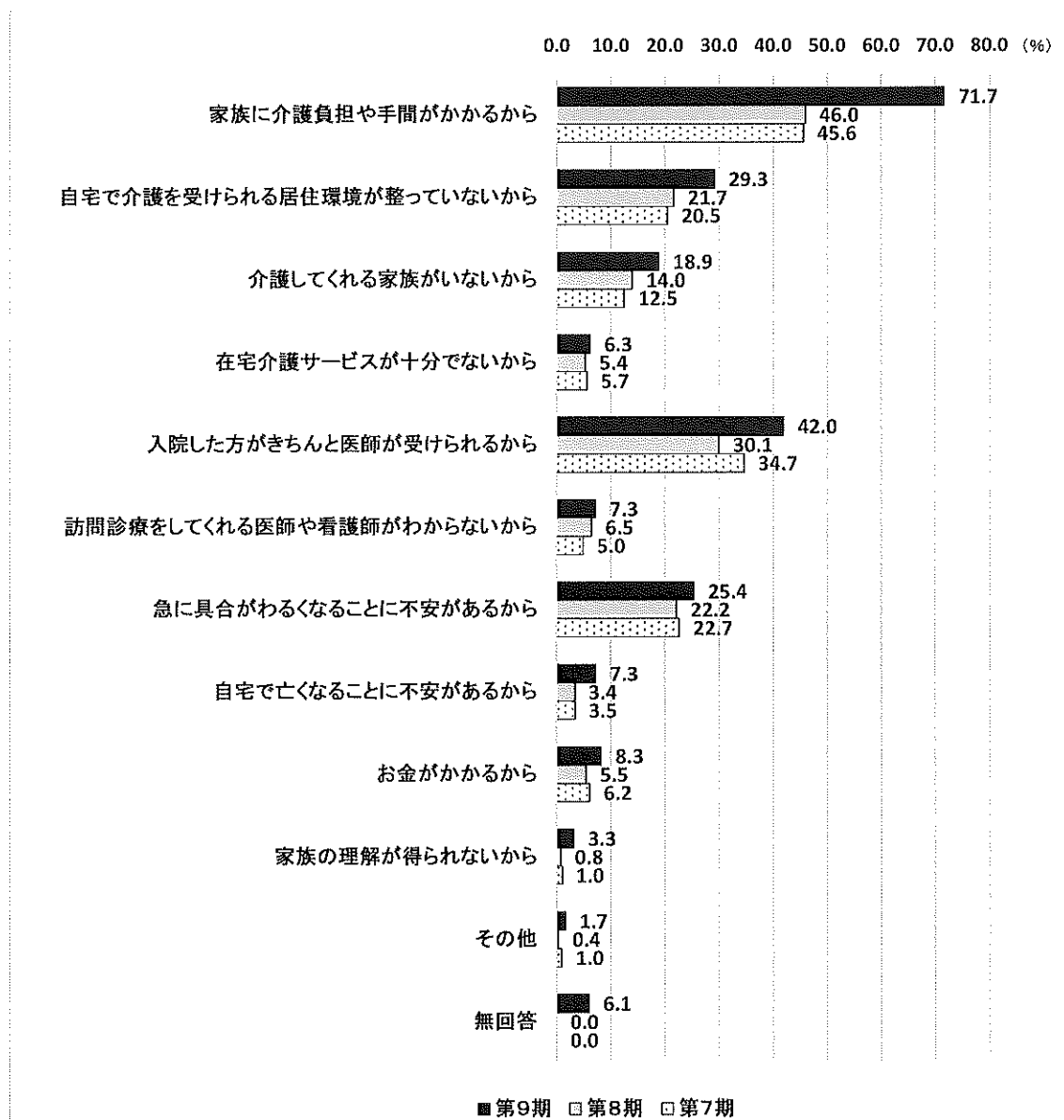
【図表17 余命宣告された場合、希望する療養場所】



⑤ 余命宣告された場合、自宅で過ごせないと思う理由

「家族に介護負担や手間がかかるから」が71.7%で最も高く、次いで「入院した方がきちんと医療が受けられるから」「自宅で介護を受けられる居住環境が整っていないから」と続きます。過去の調査と比較して「家族に介護負担や手間がかかるから」が増加しています。

【図表18 余命宣告された場合、自宅で過ごせないと思う理由】



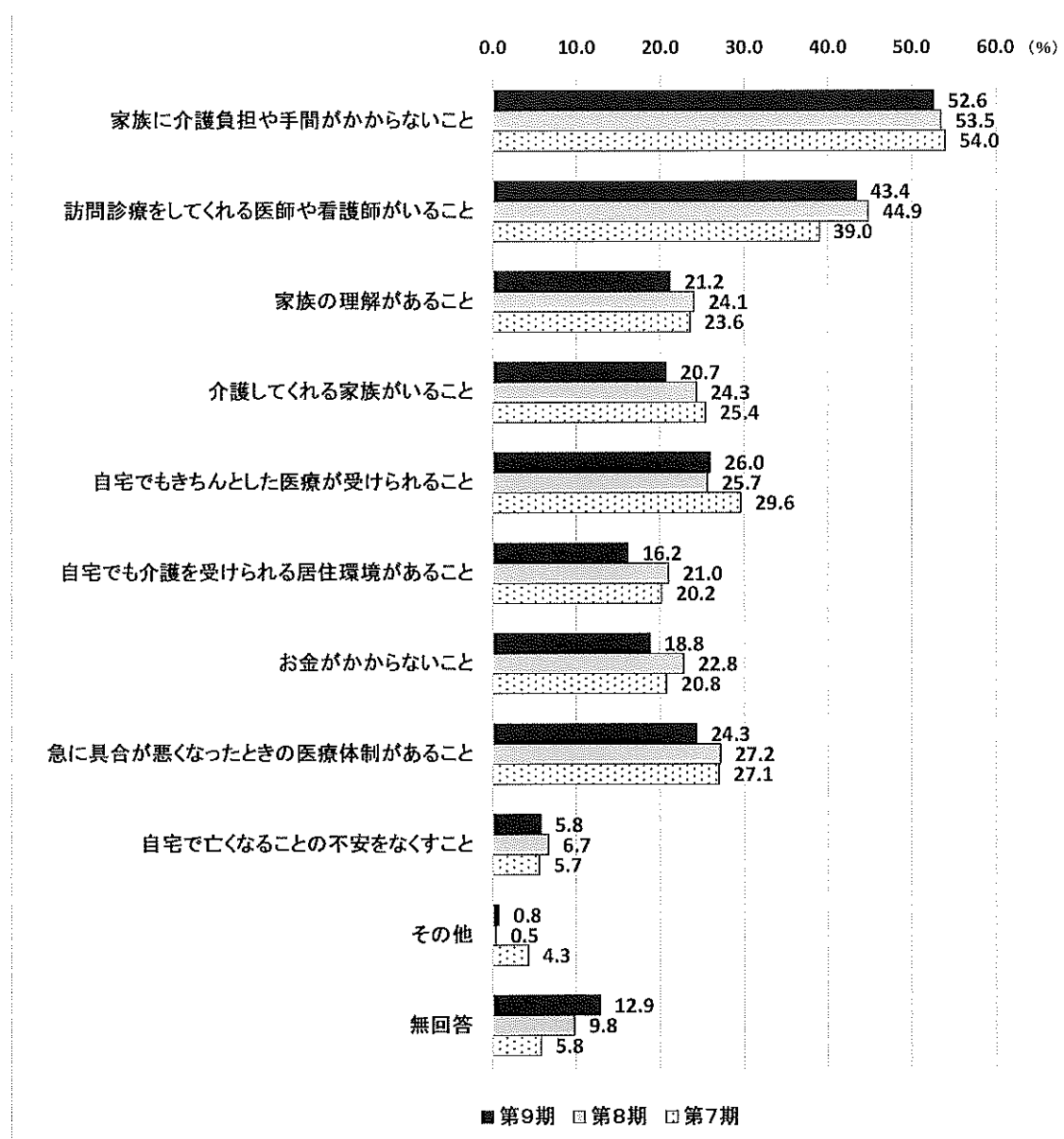
⑥ 余命宣告された場合、自宅で過ごす条件

「家族に介護負担や手間がかからないこと」が 52.6%で最も高く、次いで「訪問診療をしてくれる医師や看護師がいること」、「自宅でも介護を受けられる居住環境があること」と続いています。

芽室町では、令和4年の死亡者数が 240 人※になり 10 年前の平成 24 年に比べて 54 人増えました。町内の訪問診療や訪問看護等を活用し、家族の介護負担を軽減することで、自宅で終末期を過ごせるようになると推察されます。

出典 ※:死亡者数:町勢要覧

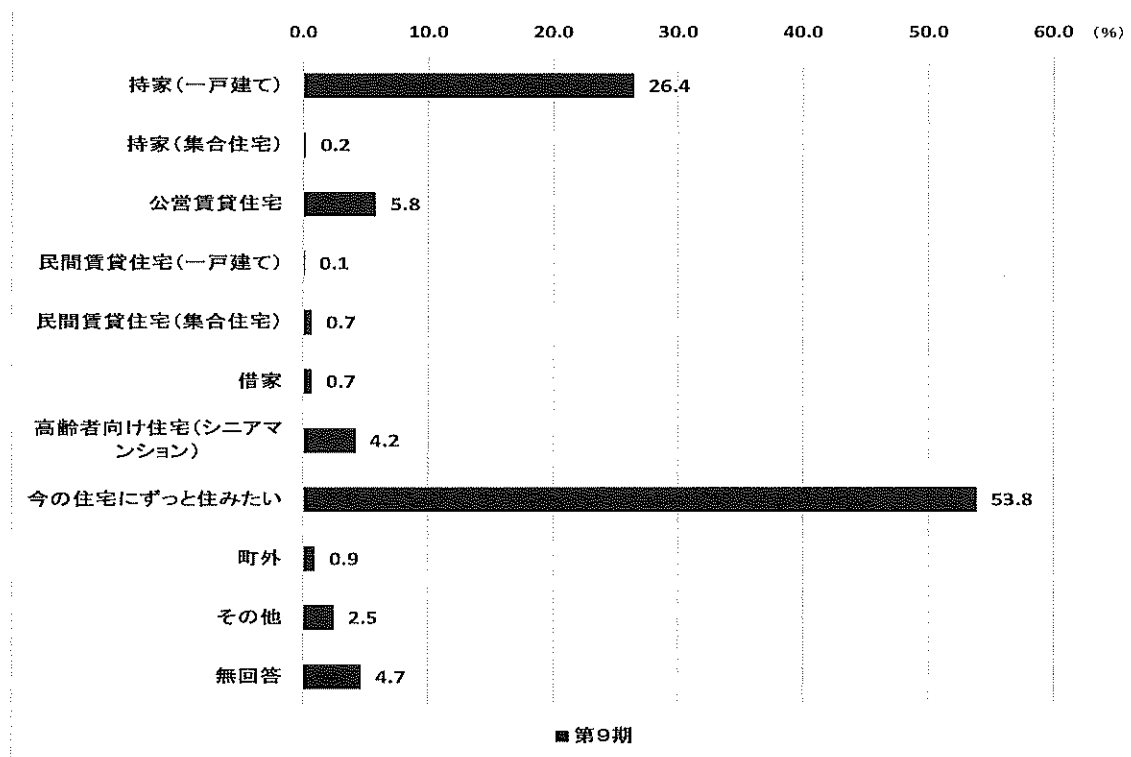
【図表19 余命宣告された場合、自宅で過ごす条件】



⑦ 今後、今住んでいる場所以外での居住を考えていますか

「今の住宅にずっと住みたい」が 53.8%と最も高く、次いで「持家(一戸建て)」、「公営賃貸住宅」と続いています。

【図表20 今後、今住んでいる場所以外での居住を考えていますか】



(2) 80～84歳訪問での聞き取り調査

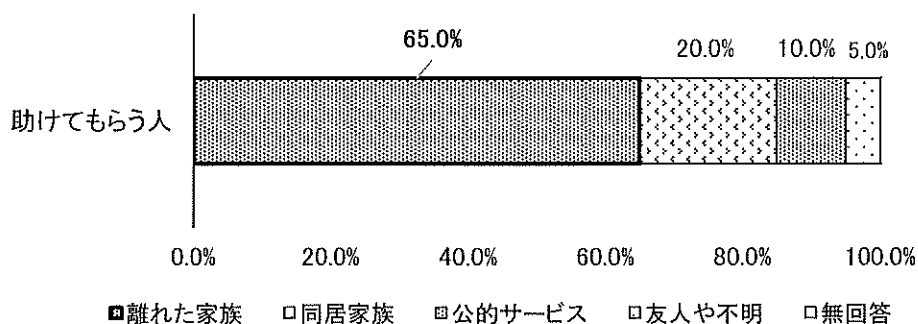
生活支援や認知症への住民の意識や実態を把握するため、80～84 歳の方に聞き取り調査を実施しました。(調査対象者 35 人(男性 17 人、女性 18 人) 平均年齢 82.7 歳)

① 生活支援に関すること

ア 困った時、だれに助けてもらいますか？(複数回答)

手伝ってもらえなくても、家族が定期的に来訪している世帯が多く、公的サービスは選択肢になりにくい状況です。比較的自立度が高い高齢者にとって、今ある公的サービスは家族が手助けできない時の「セーフティネット」の役割を持つと推察されます。

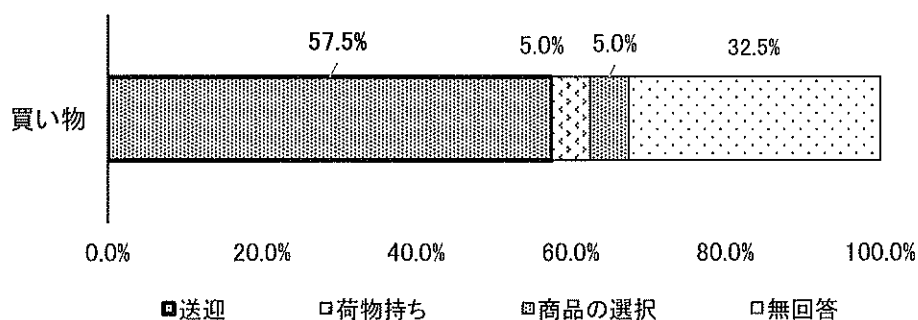
図表21 生活支援で助けてもらう人



イ 手助けを希望する内容

買い物、掃除の2つの選択肢の中では、買い物が多い状況でした。買い物のうち送迎が 57.5%を占め「将来、運転できなくなった時の心配」と「実際に送迎をしてもらっている方」の声が多く挙がっています。調査の対象者は、送迎さえあれば用事が足せる方がほとんどなため、送迎を希望する高齢者が多いと推察されます。

図表22 買い物で手伝いが必要な内容

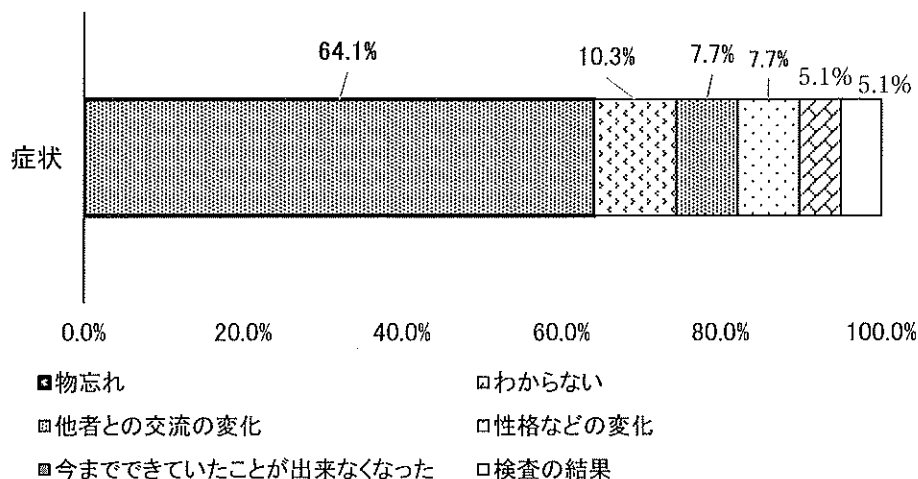


② 認知症に関すること

ア 認知症を疑う症状は何ですか？

「物忘れ」と回答した割合が64.1%となっています。認知症の初期症状は物忘れから始まるため、多くの方が正しく理解できています。

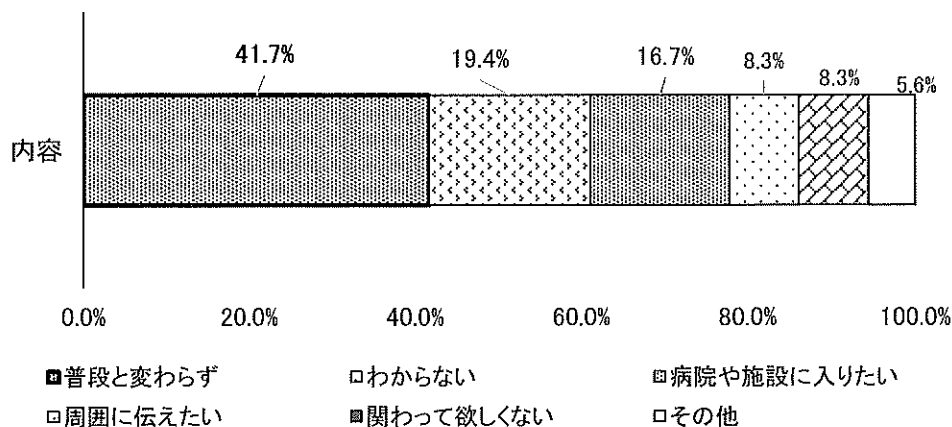
図表23 認知症を疑う症状



イ 自分が認知症になったら、周囲の人にどのように接してもらいたいですか？

「普段と変わらず接してほしい」が41.7%、対して「わからない、施設や病院に入りたい、関わって欲しくない」の合計が44.4%となっています。認知症を身近な病気として捉えられず、病状の進行に応じた準備や心構えが難しいと推察されます。認知症の症状や認知症の方への接し方など、知識の普及が必要です。

図表24 周囲の人に、どのように接してもらいたいですか



(3) 在宅介護実態調査

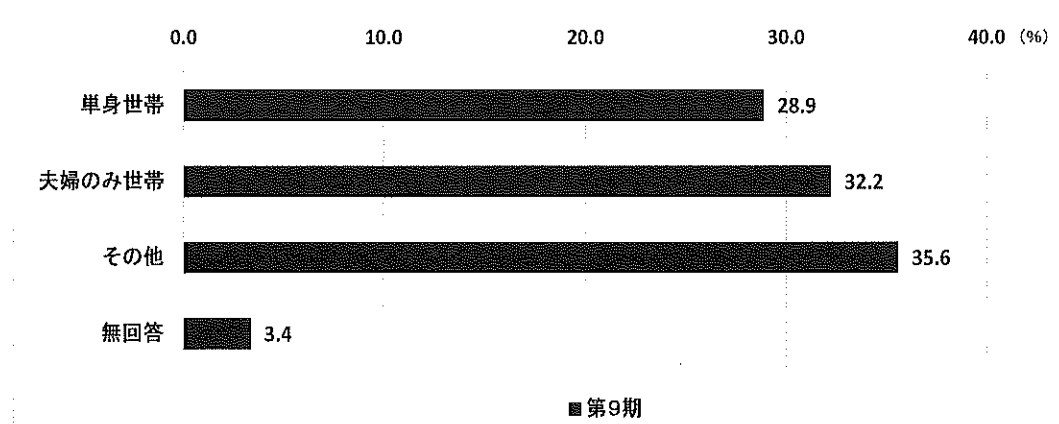
在宅で暮らしている介護保険認定者及びその家族(介護者)に対し、介護保険認定者の在宅生活の継続や介護者の就労の継続に有効な介護サービスの在り方を検討するために実施しました。(配布数 260、回収数 149、回収率 57.3%)

① 介護者及び世帯の状況

ア 世帯の状況

「夫婦のみの世帯(32.2%)」、「単身世帯(28.9%)」で約 6 割を占めており、介護者の孤立を防ぐ支援が必要です。

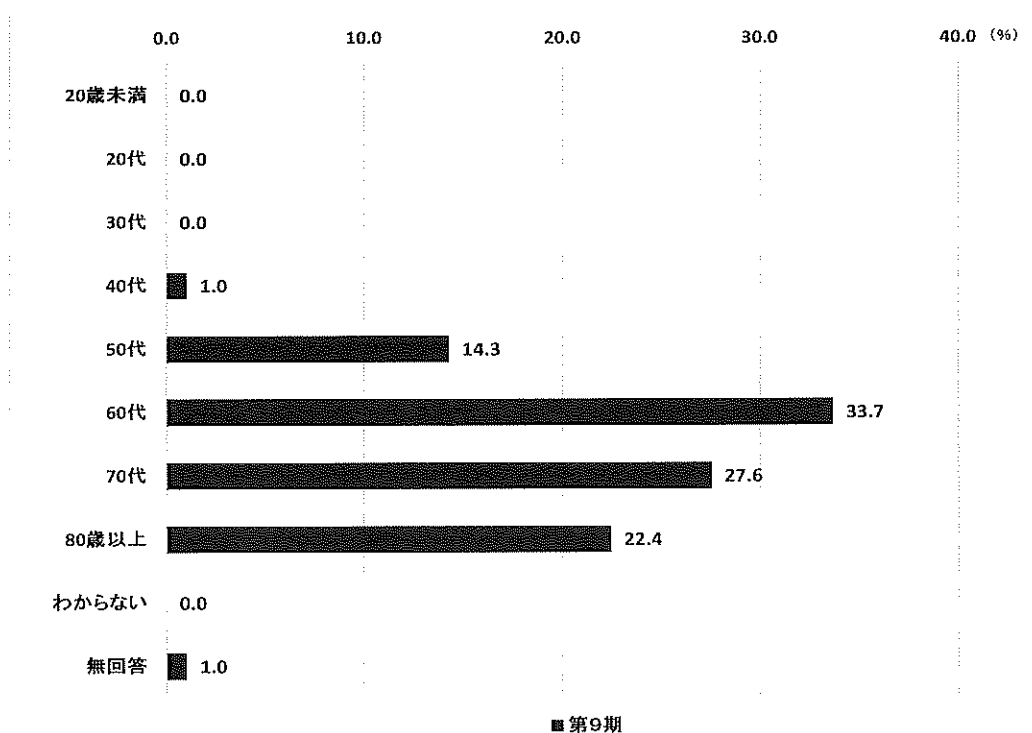
【図表25 世帯の状況】



イ 主な介護者の年齢

「60代」が33.7%で最も高く、次いで、「70代(27.6%)」、「80歳以上(22.4%)」となっており、介護者自身の加齢に伴う精神的・身体的負担の軽減につながる支援が重要です。また、20代、20歳未満の回答がなかったものの介護者自身に自覚がない等、いわゆる「潜在的なヤングケアラー」への情報発信や支援については、様々な手法で実施していく必要があります。

【図表26 主な介護者の年齢】

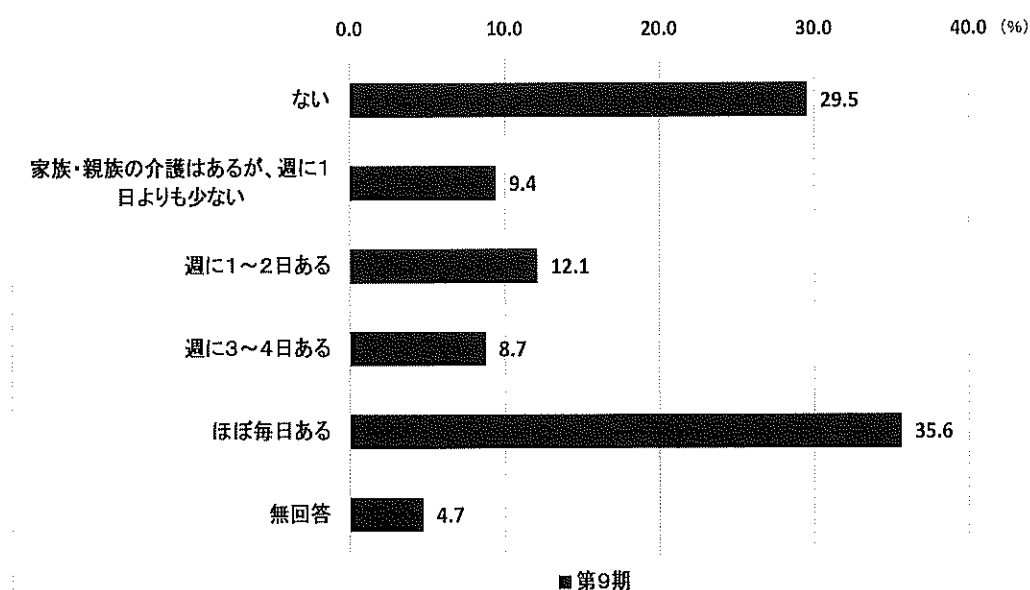


② 介護の内容・負担

ア 家族や親族による介護の頻度

「ほぼ毎日ある」が 35.6%で最も高く、次いで「ない(29.5%)」、「週に1～2日ある(12.1%)」と続いています。

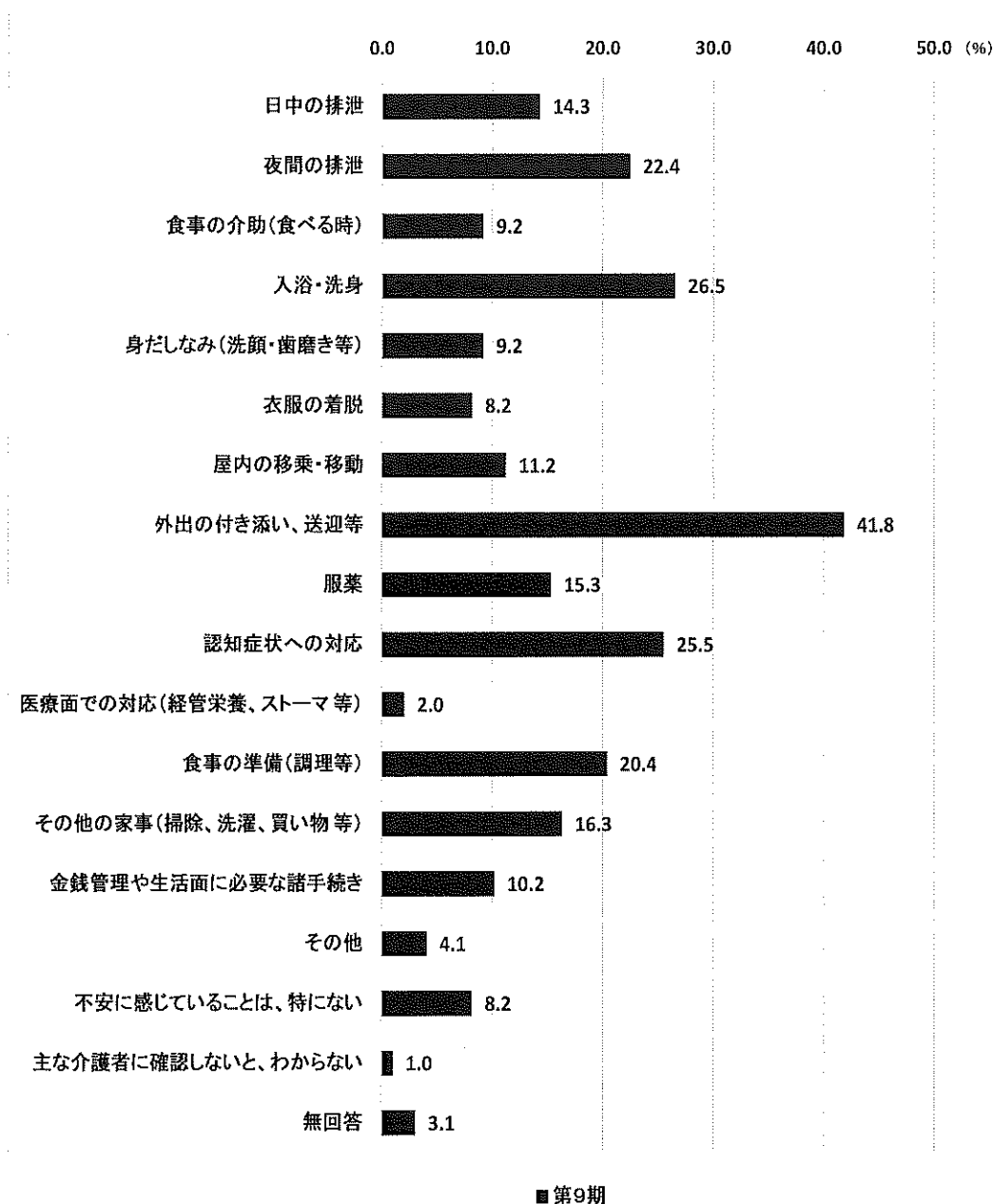
【図表27 家族や親族による介護の頻度】



イ 主な介護者が不安を感じる介護

「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」について、介護者の不安が大きいことから、これらの介護負担を軽減する支援が、自宅で介護を続けるうえで重要と考えられます。今回の調査では「施設等への入所・入居を検討していない」と回答した方が 59.7%を占めていましたが、施設入所・入居を検討せざるを得ない在宅介護の限界に到達しないうえでも、重要なポイントと考え支援体制を検討していく必要があります。

【図表28 主な介護者が不安を感じる介護】

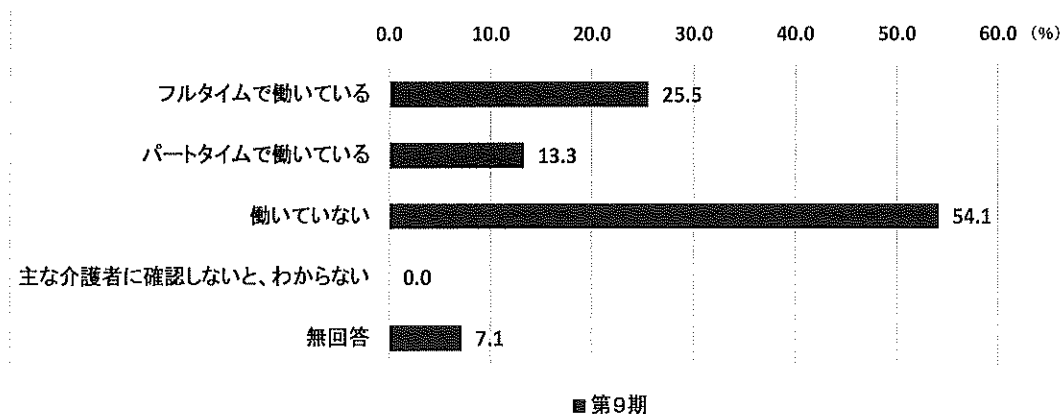


③ 介護者の就業の状況

ア 介護者の勤務形態

「働いていない」が 54.1% で最も高く、次いで、「フルタイムで働いている (25.5%)」、「パートタイムで働いている (13.3%)」と続いています。

【図表29 介護者の勤務形態】

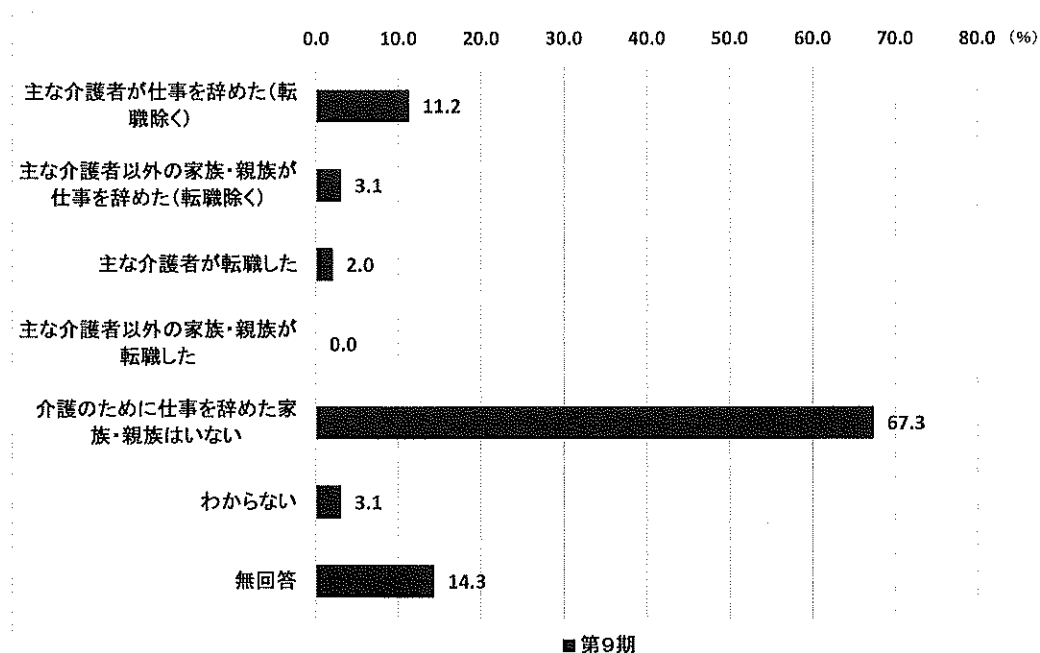


イ 介護による離職

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 67.3% で最も高く、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた (転職除く) (11.2%)」、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた (転職除く) (3.1%)」と続いています。

介護負担により離職につながらないように、介護者が働く環境や、介護休暇等制度の普及啓発が必要と考えます。

【図表30 介護による離職】



5 第8期計画の評価

(1) 基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康の維持

① 社会参加（介護予防）

芽室町の介護保険新規認定者の傾向（新規認定者の年齢分布、要介護度別分布等）から、社会参加（介護予防）の状況は推進されています。これは、保健事業の実施や住民主体の通いの場、町が主催する介護予防教室など、社会参加の場の選択肢があること、社会参加から遠ざかる方をフォローする仕組みや出前講座の実施等が要因の一つと考えます。第9期計画においても同様の基本目標とします。

② 心身の健康の維持

健診の実施や健康状態が不明な高齢者等に訪問しました。多くの高齢者は、生活に困りごとがなく自立した生活を送っていましたが、一方で、身寄りがいない等、複雑な社会的背景を持つ方が含まれていることがわかり早期介入のきっかけとなりました。家庭訪問は、社会参加の場の紹介や早期支援に有効な手段であることから、第9期計画においては、訪問の対象者範囲を広げることとします。

(2) 基本目標2 何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる

① 介護が必要になっても住み続けられる環境づくり

高齢者福祉施策や介護保険サービスの活用だけでなく、住民による生活支援を開始し、公的制度ではできない部分を補っています。多様な選択肢が町にあれば、現状の住まいで暮らす一助になると考えられることから、第9期計画においても同様の基本目標とします。

(3) 基本目標3 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備

① 基盤整備の方向性

令和4年度における介護保険財政は保険料収納が必要額を上回り、保険料の不足は生じませんでした。一方で介護職員の不足による介護事業所の休止及び、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるサービス提供の中止などの課題が生じました。第9期計画においては、介護人材の確保を重点に介護基盤の整備をすすめます。また、運動特化型通所介護など自立に向けた基盤整備により、重度化を防ぐよう検討を継続します。

② 介護給付費適正化事業の計画

第8期計画中にケアプラン点検実施マニュアルや様式の整備、担当者による点検や面接の実施体制が整備されました。第9期計画においては給付費の傾向等の町の課題に沿った視点でさらに内容の充実を目指します。

6 介護保険認定者数と給付実績

(1) 認定者数の推計

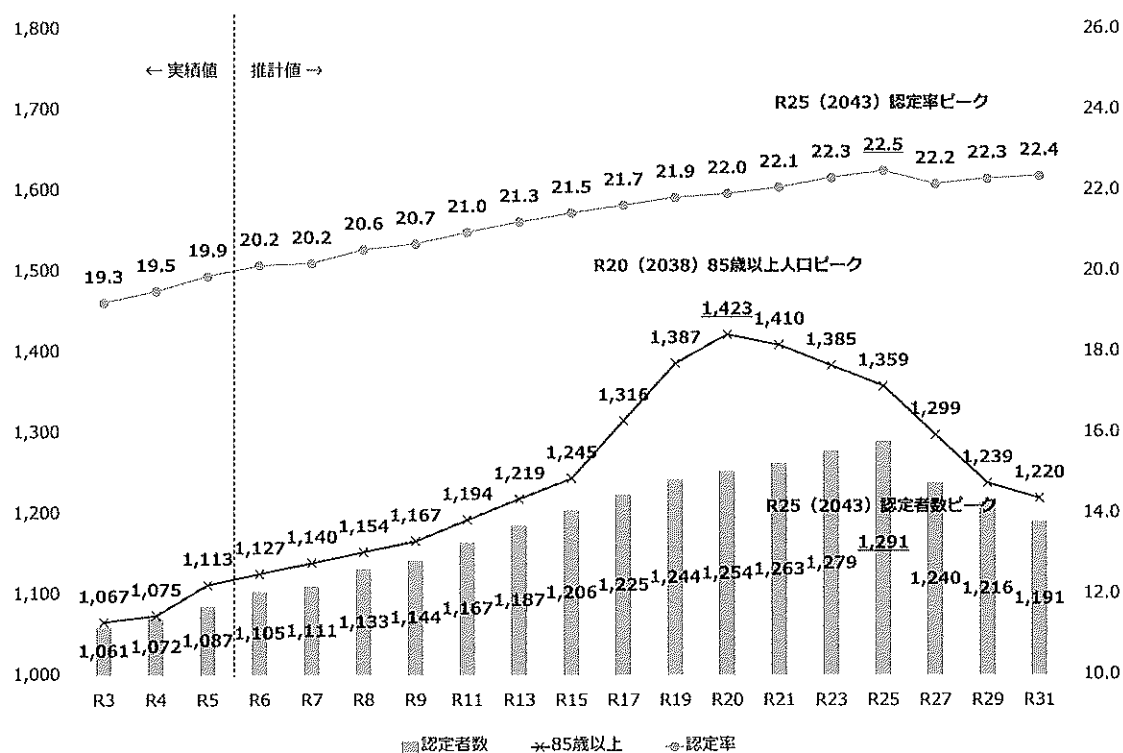
生活に何らかの支援が必要と考えられる85歳以上の人口は令和20年まで増加を続けます。

また、認定者のうち多い年齢層は85歳前後であり、認定者数は令和25年まで増加を続け、これに伴い介護保険サービス等の需要が伸びると予測されます。

認定率について、推計では認定者数同様に令和25年まで上昇傾向にあり、令和26年に減少したのち令和27年から微増するものの、85歳以上人口及び認定者数の減少傾向から大きな増加は見られないものと予測されます。

今後も介護保険サービス等の需要増に備え、生活に何らかの支援が必要となる年齢を後ろ倒しする介護予防の推進と計画的な介護基盤整備が必要です。

【芽室町85歳以上高齢者人口・認定率・認定者数の推移】



【第1号被保険者の介護保険認定者数の推計】

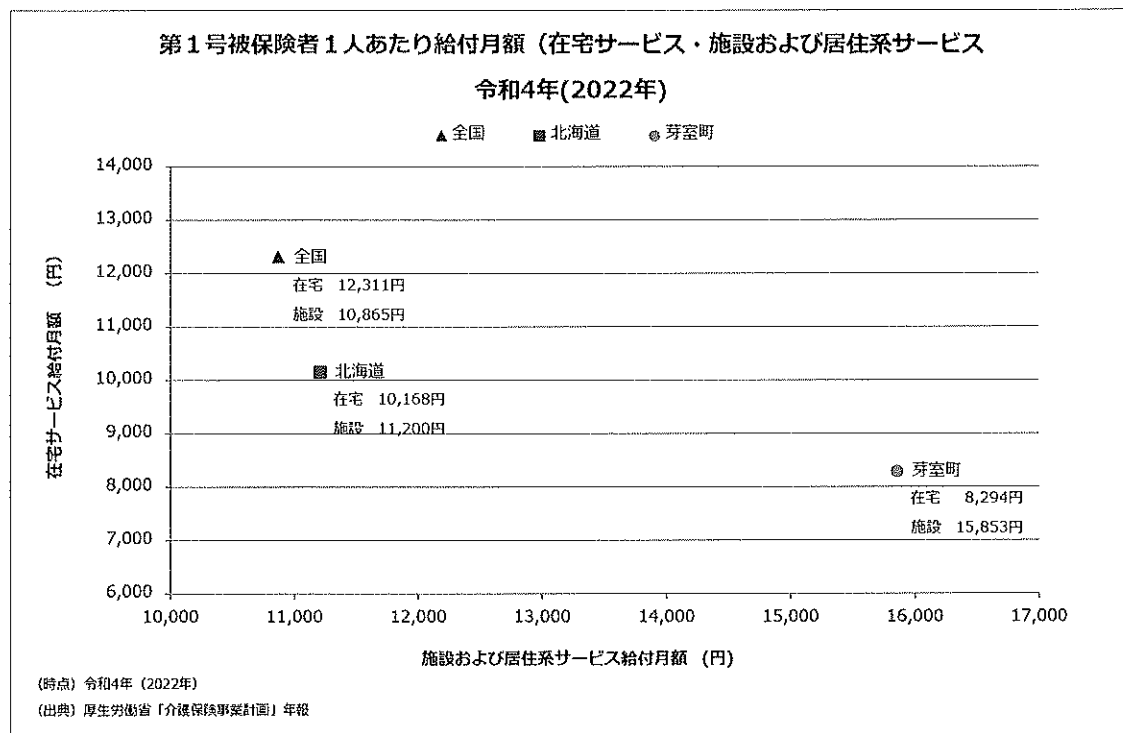
(人)

	R3.9 (2021)	R4.9 (2022)	R5.9 (2023)	R6.9 (2024)	R7.9 (2025)	R8.9 (2026)	R9.9 (2027)	R11.9 (2029)	R13.9 (2031)
要支援 1	112	102	100	101	101	102	103	106	108
〃 2	135	138	135	135	135	139	140	141	143
小計	247	240	235	236	236	241	243	247	251
要介護 1	290	313	303	312	316	321	323	331	337
〃 2	180	192	191	200	202	207	209	213	216
〃 3	140	131	142	143	141	145	147	150	154
〃 4	106	102	131	129	131	135	136	137	139
〃 5	98	94	85	85	85	84	86	89	90
小計	814	832	852	869	875	892	901	920	936
合計	1,061	1,072	1,087	1,105	1,111	1,133	1,144	1,167	1,187

	R15.9 (2033)	R17 (2035)	R19 (2037)	R21 (2039)	R23 (2041)	R25 (2043)	R27 (2045)	R29 (2047)	R31 (2049)
要支援 1	109	110	110	111	111	110	109	108	107
〃 2	147	150	153	155	156	157	150	147	143
小計	256	260	263	266	267	267	259	255	250
要介護 1	342	348	352	357	359	359	348	342	337
〃 2	219	221	226	230	236	242	230	224	219
〃 3	156	159	162	165	167	169	160	157	153
〃 4	142	145	148	151	153	156	148	145	142
〃 5	91	92	93	94	97	98	95	93	90
小計	950	965	981	997	1,012	1,024	981	961	941
合計	1,206	1,225	1,244	1,263	1,279	1,291	1,240	1,216	1,191

(2) 芽室町と全国、全道の比較

芽室町の介護給付費の実績を全国及び全道と比較すると、在宅サービス給付月額額は約 0.7～0.8 倍、施設・居住系サービス給付月額では約 1.4 倍～1.5 倍と なっていることが分かります。



7 高齢者を取り巻く状況のまとめ

(1) 人口

① 65 歳以上人口

令和 25 年 (5,731 人) にピークを迎え、何らかの支援が必要になる年齢 (概ね 85 歳以上) は、それよりも早い令和 20 年 (1,423 人) にピークを迎えます。

② 65 歳以上人口の年齢構成

65 歳以上人口のうち、より年齢の高い層の割合が高まっています。

65 歳以上人口のピークが後ろに H30:65 歳～69 歳⇒R5:70 歳～74 歳

85 歳以上人口の増加 H25:741 人⇒R5:1,113 人

③ 死亡者数の増加

平均寿命の延伸と 65 歳以上の人口構成の変化により死亡者数は増加する見込みです。終末期の療養場所を選択できる体制づくりが求められます。

死亡者数 H24:186 人⇒R4:240 人

(2) 介護保険認定からわかる傾向

① 積極的な介護予防が必要な年齢層

第 8 期計画と同様で 75 歳以上となります。

② 介護保険新規要支援認定者の傾向

全国・全道や町の過年度の認定状況では、改善傾向にあります。

③ 新規要支援認定者の主な疾患

新規認定者のうち 38.9%が軽度の要支援認定者です。要支援認定者の主な疾患は関節疾患等で、身体的フレイルが原因の一つです。引き続き社会参加(介護予防)の取り組みにより生活機能の向上が可能と考えられます。

④ 新規要介護 1 認定者の主な疾患

関節疾患等に加えて認知症の割合が増えます。初めて認知症と診断された方の多くは、介護保険サービス等を利用されています。

(3) 高齢者の生活実態

① 親族による支援

支援の必要性に関わらず家族が定期的に来訪していたり、配偶者がいる場合は、手助けしてもらいたい人として家族を希望されています。

② 住まいに関する住民のニーズ

住民のニーズである「今の住居で暮らす」ためには、家族以外にも高齢者福祉施策と介護保険サービス、住民による支え合い（除雪サービスなど住民同士をつなぐ仕組み）を円滑に提供できる体制が必要です。

③ 住民の認知症への認識

認知症は誰もががかかる病気と言われていますが、認知症を身近な病気として捉えられず、病状の進行度に応じた準備や心構えが難しいと推察されます。認知症の症状や接し方などの知識の普及が必要です。

(4) 介護保険サービスについて

① 高齢者や要介護認定者が増加する一方で、介護保険サービスの提供者である生産労働人口減少しており、現在の介護職員を確保すると同時に将来の介護の担い手を育成支援する体制が必要です。職業としての担い手のみならず、広く介護保険制度や介護についての理解者や協力者を増やす取り組みが必要です。

② 限られた介護人材や基盤を維持できるよう、真に介護保険サービスを必要とする方に適切にサービス提供ができるよう、自立支援・尊厳保持を遵守し、適正給付に努めます。

③ 在宅介護実態調査結果に基づき、介護者が身体的・精神的負担や就労などの生活困難を抱えることがないように、現行の介護保険サービスの充実や、介護者支援制度の普及啓発を行います。

第3章 基本目標と施策体系

1 基本理念

高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現

2 基本目標

(1) 社会とのつながりが可能な心身の健康維持

健康でいるためには、社会参加と心身の健康維持を一体的に進める必要があります。この2つの視点をもって事業を実施します。

① 社会参加

- ア 住民主体の通いの場^{※1}の継続
 - ・通いの場へ医療専門職の関与
- イ 町の介護予防事業の充実
 - ・介護予防事業等の社会参加の場の提供
- ウ 住民主体の通いの場と町の介護予防事業の連携
 - ・通いの場をやめた方に、次の社会参加の場を紹介
- エ 高齢者に社会参加を促す働きかけ
 - ・家庭訪問等で実施

※1 住民主体の通いの場…住民が主催する運動や趣味のグループ活動

② 心身の健康の維持

- ア 健診による疾病の早期発見と重症化予防
- イ 家庭訪問を活用した高齢者の実態把握
 - ・家庭訪問の対象を拡大
- ウ 個々に応じた社会資源^{※2}の紹介と支援が届いていない方の早期発見

※2 社会資源…行政によるサービスや介護保険等の公的サービスだけでなく、制度化されていない活動や友人関係、民間が提供するサービス等

(2) 何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

① 介護が必要になっても住み続けられる環境づくり

- ア 高齢者福祉施策の継続
- イ 住民による支え合いの促進
 - ・住民と住民をつなぐ仕組みの継続

- ウ 医療や介護保険サービスを円滑に利用できる体制
 - ・入退院時の支援や急に体調を崩したときの対応の検討

エ 認知症施策推進計画の策定

町の認知症に関する実情や国や道の計画策定状況を踏まえ、基本理念や相談・支援体制を盛り込んだ市町村計画を策定します。

(3) 高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供

中長期的な人口動態や介護保険サービスの利用見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じた基盤整備の検討と基盤を支える介護人材の確保に向けた取組を進めます。また、介護保険制度は改正などにより今後も変化が予想されるため、制度の理解を深め、持続可能で健全な介護保険事業の運営を目指します。

① 介護保険サービスの基盤整備

- ア 地域の実情に応じた介護保険サービスの提供体制の整備を検討
- イ 介護保険サービスを安定して提供するための介護人材の確保
- ウ 感染症の蔓延及び災害等を予測した介護保険サービスの内容の検討

② 介護保険事業の健全な運営

- ア 介護給付費適正化事業の実施
- イ あらゆる対象に向けた介護保険事業の普及啓発

3 施策体系

基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康維持

事業名	担当係
(1) 介護予防教室開催事業	介護予防係
(2) 機能訓練教室開催事業	
(3) 高齢者体力増進教室開催事業	
(4) 介護予防教育相談事業	
(5) 生活支援体制整備事業（通いの場）	
(6) 高齢者支援活動推進事業	
(7) 介護予防ポイント推進事業	
(8) 高齢者学級「めむろ柏樹学園」開催事業	社会教育係
(9) 各種健診等実施事業（受託）	公立芽室 病院
(10) 地域医療包括ケア推進事業	
(11) 医療相談室運営事業	
(12) 特定健診事業	国保医療係
(13) 後期高齢者特定健診事業	
(14) 特定保健指導事業	
(15) 各種がん検診事業	保健推進係
(16) 成人歯科保健対策事業	
(17) 栄養相談	
(18) 高齢者予防接種事業	
(19) インフルエンザ対策事業	
(20) 保健・介護一体的実施推進事業	
(21) シニアワークセンター支援事業	社会福祉係
(22) 老人クラブ支援事業	

事業名	担当係
(23) 地域交流サロン支援事業	社会福祉係
(24) 敬老祝い金支給事業	
(25) 家庭訪問	在宅支援係

基本目標2 何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

事業名	担当係
(1) 認知症初期集中支援事業	在宅支援係
(2) 認知症サポーター養成事業	
(3) 認知症地域支援・ケア向上事業	
(4) 高齢者 SOS ネットワーク事業	
(5) 成年後見推進事業	
(6) 地域包括支援センター運営事業	
(7) 生活支援体制整備事業（生活支援）	
(8) 在宅医療・介護連携推進事業	
(9) 高齢者食事サービス事業	
(10) 家族介護用品支給事業	
(11) 除雪サービス事業	
(12) 緊急通報システム運営事業	
(13) 養護老人ホーム入所関連事務	社会福祉係
(14) 心配ごと相談	
(15) 要配慮者支援事業	

基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供

事業名	担当係
(1) 施設整備の方針	介護保険係
(2) 有料老人ホーム等届出・指導事務	社会福祉係
(3) 介護サービス事業者指定等管理事務	介護保険係
(4) 支えあいの町づくり人材育成事業	
(5) 介護給付費適正化事業	
(6) 介護予防・生活支援サービスの方針	

4 各事業の概要と目標

基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康維持

(1)介護予防教室開催事業

気軽に通える介護予防教室と、体力測定会を開催し、自身の身体状況や認知機能を把握し、運動や介護予防への意欲向上につなげます。

まる元運動教室を2年間経過した方を対象に、「ゆる元運動指導者」を養成し、教室ボランティアや地域での普及活動の担い手を育成します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加充足率	90.0%	90.0%	90.0%
教室満足度	100.0%	100.0%	100.0%
体力測定会参加者数	128人	128人	128人
結果説明会参加率	65.0%	70.0%	75.0%

(2)機能訓練教室開催事業

高齢者が要介護状態に陥らないよう、心身機能の維持向上を図り、健康で生きがいのある生活が送れることを目的に、体力維持や認知機能向上プログラム等を行う送迎付きの教室を開催します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室の介護保険新規 認定者の割合	12.9%	12.9%	12.9%
参加充足率	72.0%	72.0%	75.0%

※参加者の平均年齢 84.9歳(令和2年度～令和4年度)

参考数値 町全体の介護保険新規申請者の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年間の平均
80～89歳	16.2%	13.6%	15.3%	15.1%

(3)高齢者体力増進教室開催事業

介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に、機械を使った筋力トレーニングで身体機能の向上を目指します。教室終了後は「卒業生の会」として自主的に運動を継続します。「卒業生の会」には、フォローアップ講座を開催し、トレーニングマシンの使用方法や運動方法の再確認、介護予防に関する知識や

実践面においての健康教育を実施します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加充足率	90.0%	90.0%	90.0%
卒業生の会登録実人数	178人	178人	178人
講習会開催回数	2回/団体	2回/団体	2回/団体
活動をやめた方への 連絡・訪問実施率	100.0%	100.0%	100.0%

参考数値(見込み)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動をやめた方の数	10人	10人	10人

(4)介護予防教育相談事業

高齢者の健康維持・増進等を目的に依頼に応じて健康講座等を実施します。また、認知症の早期スクリーニングが行える簡易テスト等により、認知症予防の対策を講じるための動機づけとします。

健康状態不明者や通いの場等の活動をやめた方を訪問し、必要な方には継続的に支援していきます。

保健事業と介護予防の一体的実施において、医療専門職が通いの場へ出向き、健康教育や健康相談を実施します。また、健診結果で血糖や血圧のコントロール不良者で薬剤治療がない方には保健指導により、重症化を予防します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康講座受講延人数	1,095人	1,098人	1,101人
健康講座実施回数	116回	116回	116回
認知機能チェック 実施人数	55人	55人	55人
健康状態不明者 電話・訪問実施率	100.0%	100.0%	100.0%

参考数値(見込み)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者数	48人	48人	48人

(5)生活支援体制整備推進事業(通いの場)

高齢者自身の活動的な生活が継続できる環境づくりを進めることを目的に、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の社会参加の運営支援や活動ニーズのマッチングを推進します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の相談延件数	200件	200件	200件
マッチング件数	35件	35件	35件
既存団体訪問延回数	37回	38回	38回

※マッチングとは？ 相談者の希望に沿った活動(例:住民主体通いの場)を紹介します。

(6)高齢者支援活動推進事業

住民主体の支え合い（生活支援）や高齢者の通いの場（介護予防）の活動を推進することを目的とします。活動の開始や継続を支援するため、活動実績に応じて報償費を支給します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動報償団体数	37団体	38団体	38団体
登録実人数	415人	439人	439人
活動をやめた方への 連絡・訪問実施率	100.0%	100.0%	100.0%

参考数値(見込み)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動をやめた方の数	25人	25人	25人

(7)介護予防ポイント推進事業

ボランティア活動を通じて社会参加を推進し、自身の介護予防といきいきとした地域社会をつくることを目的とします。活動実績に応じてポイントを付与し、たまったポイントをMポイント等に交換できます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	70人	90人	110人
ポイント総付与数	2,240ポイント	2,880ポイント	3,520ポイント

(8)高齢者学級「めむろ柏樹学園」開催事業

楽しみながら多くのことを学べる講演やクラブ活動を行い、学習回数は入園式、学園祭などを含み年間15回あります。加えて修学旅行や、学園生のボランティア活動として子どもたちとの交流事業、ふるさと歴史館まつりへの協力などの活動を行います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入園者数	128人	117人	106人

(9)各種健診等実施事業(受託)

芽室町や他市町村及び他事業所等の要請を受け、各種健診業務を実施します。さらなる健診体制の整備に努めていきます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
すこやか健診受診比率	7.8%	7.8%	7.8%

(10)地域医療包括ケア推進事業

他医療機関、介護保険施設、在宅介護事業所等と連携し、地域包括ケアシステムにおける医療面の役割を推進します。公立芽室病院を中核として、地域包括ケア病床・在宅医療（訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ）を提供します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括ケア病床 入院稼働率	100%	100%	100%

(11)医療相談室運営事業

入院・外来の患者及び他医療機関患者に対して、地域連携室の看護師・医療ソーシャルワーカーが相談業務を実施します。

外来では、かかりつけ医機能を生かし、認知症・フレイルの早期発見、通院継続できるような働きかけを行います。入院では、入院時面談や多職種カンファレンスを開催し、個別の課題を把握し、取り組みを行います。必要に応じて介護サービス等を利用できるよう調整・連携を図っていきます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療相談業務 (相談・調整業務)件数	5,000件	5,000件	5,000件

(12)特定健診事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の国民健康保険被保険者を対象に特定健診受診券を送付し、健診の案内と助成を行っています。健診未受診者には病気の早期発見と治療の観点から、ハガキ・電話・訪問等による受診勧奨を実施します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診率	41%	43%	45%

(13)後期高齢者特定健診事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者を対象に特定健診受診券を送付し、健診の案内と助成を行っています。病気の早期発見、重症化予防の観点から、健診の検査項目にクレアチニン、アルブミン値、貧血、心電図の測定を追加し、健康状態の把握や病気の早期発見に努めます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診率	15%	16%	16%

※クレアチニン、アルブミン値とは？栄養状態や腎臓機能を表す指標です。

(14)特定保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施した特定健診の結果において、該当となった方に対し、保健指導を実施しています。生活習慣の改善を促

すことで、脳血管疾患や心疾患等の重篤な疾病の発症を未然に防ぎ、健康で生き生きとした暮らしの実現を目指します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健指導実施率	65%	65%	66%

(15)各種がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を目的に、厚生労働省の指針に基づき、胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診を「対策型検診」、前立腺がん検診を「任意型検診」として実施します。(対象年齢は、胃・肺・大腸・乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上、前立腺がん検診は50歳以上です。)

目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
65歳以上のがん検診受診者数	胃	542人	544人	545人
	肺	619人	621人	623人
	大腸	619人	621人	623人
	子宮頸	153人	153人	153人
	乳	250人	250人	250人

(16)成人歯科保健対策事業

成人期の歯と口の管理を目指した歯科検診に加え、健康講座による歯科保健全般の周知普及を行います。

後期高齢者の歯科検診については、国保医療係と連携し、北海道後期高齢者広域連合歯科健康診査を受託して実施します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65歳以上の歯科検診受診者数	15人	17人	19人
65歳以上を含む歯科健康講座実施回数	64回	65回	66回

(17) 栄養相談

個々に応じた正しい食習慣や生活習慣病の発症予防・重症化予防を目的とし、かかりつけ医療機関や関係機関と相互に連携を図り実施します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
栄養相談実人数	22人	22人	22人
栄養相談延人数	28人	28人	28人

(18) 高齢者予防接種事業

肺炎球菌による感染症を予防し、感染に起因する合併症や死亡を防ぐため、該当する年度内に65歳となる方、及び60歳から65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等の機能障がいにより日常生活が極度に制限される方を対象に、予防接種の実施と接種費用の助成を行います。（ただし、過去に23価ワクチンを接種した方は除く。）

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
肺炎球菌ワクチン 接種費用助成者数	135人	135人	135人

(19) インフルエンザ対策事業

インフルエンザの発症や重症化及び合併症の予防を目的に、65歳以上及び60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器等の機能障がいを有した方を対象に、予防接種の実施と接種費用の助成を行います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
インフルエンザワクチン 接種費用助成者数	3,067人	3,076人	3,085人

(20) 保健・介護一体的実施推進事業

健康課題や支援が必要な対象者を明確にし、健康状態が不明な方等へのアプローチや、生活習慣病予防及び重症化予防のための保健指導を実施するほか、通いの場等へフレイル予防に関する知識を広く普及することで、健康寿命の延伸や、医療費・介護給付費の抑制につなげます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者 電話・訪問実施率(再掲)	100%	100%	100%

参考数値(見込み)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者数(再掲)	48人	48人	48人

(21)シニアワークセンター支援事業

高齢者の雇用の創出や社会参加の推進を目的としているシニアワークセンターに人件費の一部を補助金として交付します。町は、高齢者の生きがいをづくりの視点で、雇用先と会員の能力に応じた雇用機会の確保にあたる「開拓訪問員」の配置を支援します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開拓訪問員数	1人	1人	1人

(22)老人クラブ支援事業

老人クラブ連合会と単位老人クラブに運営費の一部を補助金として交付し、地域住民や高齢者同士のつながりを深め、老人福祉の推進を図ります。「友愛活動」を中心とした仲間づくりを通じ、生きがいと健康の増進、地域で支え合う基盤づくりなど公益性ある活動を支援すると共に、活動内容や魅力を地域に向けて発信することで、若い世代の加入促進を含め、その機能が維持されるよう支援します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施率	100%	100%	100%

(23)地域交流サロン支援事業

住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいを持ち、お互いのことを気に掛け合い、笑顔で安心して暮らすために、高齢者に障がい者や子育て世代、地域住民を加え、多世代が交流する地域交流の場づくりを支援します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催箇所数	10か所	10か所	10か所

(24)敬老祝い金支給事業

社会に貢献した高齢の町民に対し、長寿を祝福するとともに、多年の労をねぎらい、併せて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に、慶祝の意を込めて、基準日に町内に住所を有している 77 歳（喜寿）、88 歳（米寿）、100 歳（上寿）の方に、感謝状とお祝いを贈呈します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
祝い金支給率	100%	100%	100%

(25)家庭訪問

社会参加が途切れた方や認知症の診断を受けた方等を対象に介護保険申請に至る前の早期支援を目的とした家庭訪問や電話連絡を行います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
80～84歳の方	59人	64人	66人
認知症と診断された方	33人	33人	33人
活動をやめた方※	35人	35人	35人
健康状態不明者(再掲)	48人	48人	48人

※(3)高齢者体力増進教室開催事業と(6)高齢者支援活動推進事業の活動をやめた方の合計

基本目標2 何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

(1) 認知症初期集中支援事業

在宅で生活している認知症の疑い、または40歳以上の認知症の方への対応に苦慮している家族等を対象に複数の専門職で訪問し、包括的かつ集中的に支援を行い、在宅生活をサポートします。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施人数	2人	2人	2人

(2) 認知症サポーター養成事業

地域住民や企業、児童、生徒を対象に、認知症の正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を支える認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症サポーター・ステップアップ講座を開催し、地域で活動するサポーターとして、チームオレンジのメンバーを養成します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター 養成講座開催回数	7回	7回	7回
認知症サポーター 年度内養成人数	180人	180人	180人
認知症サポーター・ ステップアップ講座 年度内受講者数	8人	8人	8人

(3) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、オレンジカフェでの相談や交流の機会を通じて、認知症の方やその介護者の心理的不安の軽減を図ります。また、チームオレンジのメンバーと協働し、認知症の方やその介護者等の支援ニーズに対応します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オレンジカフェ 参加延人数	130人	130人	130人

認知症に関する 相談対応延人数 (地域包括支援センター含む)	580人	580人	580人
オレンジカフェ開催回数	12回	12回	12回

(4) 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の高齢者等が行方不明となった際に、安全確保を目的に協力事業所へ情報提供し、捜索の協力を依頼します。

また、協力事業所だけでなくスマートフォンを持つ町民も発見・通報が行える新たなシステムを導入し、発見から保護までを迅速に行います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
SOS ネットワーク 事前登録者数	11人	11人	11人
見守りシール 配付者数	11人	11人	11人

(5) 成年後見推進事業

認知症や障がい等により、判断能力が十分でない人たちが、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の申し立て支援・制度の周知や報酬の助成を行います。

複雑な課題に対応するため福祉・医療・司法分野と連携する中核機関を設置し、関係機関からの相談対応、後見人の支援等を行います。また、地域で権利擁護を必要とする人を見守り、支援する権利擁護体制を構築します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人活動実人数	14人	14人	14人

(6) 地域包括支援センター運営事業

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、何らかの支援が必要な高齢者を包括的に支援するため、地域包括支援センターで次の業務を行います。

① 総合相談支援業務

本人や家族、地域からの相談に対応するため相談窓口を開設し、支援の必要な方が戸惑わずに利用できるように周知します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
周知回数	6回	6回	6回

② 権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害など、高齢者の権利に関わる相談や支援を行うためネットワークを構築します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おもいやりネットワーク 会議開催回数	3回	3回	3回

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

関係機関とのネットワークづくりや介護支援専門員への支援を行うため「ケアマネネットワーク会議」を開催します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネネットワーク 会議開催回数	6回	6回	6回

④ 介護予防支援・介護予防マネジメント

介護保険サービスを定期的に利用する要支援認定者等にケアプランを作成します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン作成延件数	2,076件	2,076件	2,112件

⑤ 地域ケア会議

保健・医療・福祉・介護サービス事業所等が連携して高齢者を支える資源整

備を行います。

ア 地域ケア個別会議 個別事例の支援方針の決定（概ね週1回）

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例検討延件数	98件	98件	98件

イ 地域ケア推進会議 個別事例を通じた地域課題の把握や課題解決、政策形成

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議開催回数	2回	2回	2回

(7)生活支援体制整備事業(生活支援)

住民をはじめとした有償ボランティアが、生活支援サービスの担い手となる体制づくりを進めます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座開催回数	2回	2回	2回
フォローアップ講座 開催回数	2回	2回	2回

(8)在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方の支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取りの場面を想定し取り組みを行います。

① 日常の療養支援

医療や介護サービス等を継続して使うことで、本人や家族の健康や気持ちの変化を専門職間で共有し、自宅での暮らしを支えます。

② 入退院支援

医療と介護の専門職等が連携することで、入院と自宅での生活の差を少なくします。

③ 急変時の対応

本人や家族の意思を尊重するため、専門職等と合意形成を図ります。

④ 看取りの場面

本人や家族が望む場所で最期を過ごせるよう、医療と介護サービス等で連携します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療相談延件数	4,700件	4,750件	4,800件

(9)高齢者食事サービス事業

調理及び買い物が困難な在宅の高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、配達時の安否確認を行い、健康的で安心した在宅生活が継続できるよう支援します。また、食事を支援している家族の負担軽減を図ります。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	46人	55人	64人

(10)家族介護用品支給事業

要介護4または5の方を在宅で介護している家族に介護用品給付券を支給し、介護による家族の心理的、経済的負担の軽減を図るとともに要介護者の在宅生活の支援を継続します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	4人	4人	4人

(11)除雪サービス事業

自力で除雪が困難な高齢者世帯等を対象に、自宅玄関から公道まで（幅１メートル以内）除雪を実施し、緊急時における避難経路の確保や冬期間の安心した生活を支援します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施世帯数	61世帯	61世帯	61世帯
支援登録町内会数	7町内会	7町内会	7町内会
支援登録個人数	4人	5人	6人

(12)緊急通報システム運営事業

心身に疾患等を持つ高齢者や８０歳以上の独居世帯を対象に、緊急通報装置による緊急時の連絡手段を提供し、月に１度の安否確認を実施します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置世帯数	82世帯	82世帯	82世帯

(13)養護老人ホーム入所関連事務

経済的、環境的な理由などから自宅で生活できない、身体機能の自立した高齢者を対象としている養護老人ホームの入所審査・決定を、町が行うとともに入所措置費を負担することにより、入所者の生活の安定を図ります。今後、養護老人ホームの入所の相談が増える見通しを持っており、その方たちが安心して過ごしていただけるようサービスの調整を継続します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所待機者数	0人	0人	0人

(14)心配ごと相談

家庭問題から介護、法律相談など、人権擁護委員・行政相談員等が、問題解決に向けたアドバイスや橋渡しを行います。とまち生活あんしんセンター主催の各種相談会や、消費者協会主催の相談会など相談窓口が増えたことにより、心配ごと相談の件数が減少傾向にあります。第三者による身近な相談場所として気軽に利用していただけるよう周知を図ります。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談窓口の開催回数	24回	24回	24回

(15)要配慮者支援事業

災害発生時に安否確認及び支援が必要な方を主な対象に、災害時要配慮者台帳へ登録し、おおむね3年をめぐりに台帳登録者の全件調査を行い災害発生時の支援体制の整備を進めていきます。また、65歳到達者や要介護認定者など、特に支援を必要とする方への登録勧奨を今後も継続するとともに、登録者には「安心キット」を配付し、災害・緊急時に迅速に対応できるよう事業を進めます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録希望者数の 台帳登録率	100%	100%	100%

基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができるサービス基盤の整備

(1) 施設整備の方針

①現在の芽室町内のサービス基盤体制

施設整備の方針の策定にあたり、現状の芽室町における介護基盤の整備状況を把握する必要があります。サービス種別ごとにまとめた表が以下のとおりになります。ただし、みなし指定の事業所は除いています。

サービス種別	サービス名	事業所数
居宅サービス	訪問介護	3
	訪問看護	3
	通所介護	2
	通所リハビリテーション	1
	福祉用具貸与・販売	1
	居宅介護支援事業所	2
	地域包括支援センター	1
	●小規模多機能型居宅介護	1
居住系サービス	●認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5
施設サービス	介護老人福祉施設(120床)	1
	介護老人保健施設(100床)	1
※	有料老人ホーム	6

●のサービスについては地域密着型サービスであり、個別に整備目標量等を設定しています。

※有料老人ホームは介護保険施設ではありませんが、高齢者の生活を支える地域資源となっているため、整備数に含めます。

②現在の介護給付費の分析

現在の芽室町における介護給付費の分析をすると、施設および居住系サービス給付月額が約1.4倍～1.5倍、在宅サービス給付月額は約0.7倍～0.8倍となっており、施設及び居住系のサービスの利用実績が多いことがわかります。

③ 第9期介護保険事業計画に向けた調査結果からわかること

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、53.8%の方が「今後も今の住宅にずっと住みたい」と回答している一方で、余命宣告された場合の終末期療養の場では「自宅では過ごしたいが実現は難しいと思う」と回答された方が最も多く、その主な理由として「家族に介護負担や手間がかかるから」と回答しています。

また、在宅介護実態調査では、施設等への入所・入居について「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」と回答した方が34.9%となっており、前回調査から増加する結果となっております。

これらの結果から、要介護度や認知症自立度等が重度化しても、在宅で暮らし続けることが出来るために、様々なサービスの組み合わせができる介護サービス基盤を確保していく必要があります。

④ 今後の介護サービスの需要と基盤整備について

芽室町は今後も高齢者人口・要介護認定率はともに増加を続け、サービス利用者数の推計も増加する見込みとなっており、中長期的な介護保険サービスの利用見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じた基盤整備の検討と基盤を支える介護人材の確保に向けた取組みを進め、安定したサービスの提供に務めます。

・在宅サービスの基盤整備

介護者支援が必要な高齢者が、住み慣れた自宅での暮らしを続けられるよう、介護保険制度に基づいた在宅サービスを提供します。また、第7期介護保険事業計画期間に実施した運動特化型の通所介護の検証において、自立支援・介護予防・重度化防止の推進に対して効果が確認できていることから、今後も引き続き介護事業者に対し継続して周知する必要があります。

・地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に、被保険者を含む学識経験者、保健・医療関係者、福祉・介護関係者及び町民代表からなる「高齢者・介護部会」を設置し、地域密着型サービスの指定、質の確保、運営の評価を行います。

地域密着型サービスは現行9種類のサービスメニューがありますが、すべてのサービスを提供できる状況にはありません。従って、町民のニ

ーズや実現性のある施設整備を念頭にサービスの提供体制を整え、安定したサービスの提供に努めます。

- ・施設サービスの基盤整備

施設サービス給付費の給付月額水準が全国及び全道平均と比較して高いことから施設整備は進んでいると捉え、第9期計画期間での新たな整備は見込みません。

- ・各サービスの整備目標量等

- ア 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

本町における認知症対応型共同生活介護(グループホーム)のサービス提供事業者は、令和元年度末までに2事業者9ユニット(利用定員81人)の基盤整備を行っています。居住系サービスの給付が多いことから、第9期計画期間中においては、新たな整備は見込まないこととします。ただし、認知症高齢者の住まいとしては手厚い資源であるため、今後も追加整備の必要性や時期について検証していきます。

- イ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

平成20年3月まで認知症対応型通所介護を提供していたサービス事業所が、通常の通所介護に転換したため、現在はサービス基盤がありません。

認知症高齢者の数が令和22年度まで増加すると見込んでいる本町において、認知症の方に少人数で認知症状に合わせたケアを実施し、自立した生活をできるだけ続けていくために必要なサービスであることから、将来的な整備について検討していきます。

- ウ 小規模多機能型居宅介護

平成23年4月に整備され、登録定員が29名(通いのサービスの定員が18名、宿泊サービスの定員が9名)にて運営しています。現在1か所の基盤であり、今後のニーズが高まる可能性はありますが、既存事業所の定員充足状況も考慮したうえで、訪問看護を加えた看護小規模多機能型居宅介護も含め、将来的な追加整備について検討していきます。

エ 夜間対応型訪問介護

訪問介護事業所に登録している利用者に対し、夜間を含め定期巡回と通報により、随時提供するサービスですが、現在サービス基盤がありません。ニーズ調査において住み慣れた自宅で暮らし続けたいとの意向が多かったことから、事業者の動向を見極め、必要と思われる範囲で検討していきます。

オ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員が 29 人以下である有料老人ホーム等が、入所する要介護者に対し地域密着型特定施設として提供するサービスですが、現在事業者等から具体的な整備計画がないことから見込まないこととします。今後、在宅及び施設サービスを利用する被保険者の状況、高齢者の住まいの整備状況を勘案し、必要と認められる範囲で検討していきます。

カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下である特別養護老人ホームに入所する要介護者に対するサービスですが、第 5 期計画期間中に広域型の特別養護老人ホームを 20 床増床したこと、現在事業者等から具体的な整備計画がないことから第 9 期計画期間中の整備を計画しないこととします。ただし、今後の重度認定者数の伸び率や待機状況等をふまえ、整備の必要性や時期について、引き続き検討していくこととします。

キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し、随時の対応も行うものですが、現在はサービス基盤がありません。ニーズ調査において住み慣れた自宅で暮らし続けたいとの意向が多かったこと、医療ニーズを併せ持つ在宅サービス利用者が増加していくことを踏まえ、町民ニーズや事業者の動向を見極め、必要と思われる範囲で検討していきます。

ク 看護小規模多機能型居宅介護

看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能なサービスとされていますが、現在はサービス基盤がありません。医療ニーズを併せ持つ在宅サービス利用者が増加していくことを踏まえ、町民ニーズや事業者の動向を見極め、必要と思われる範囲で検討していきます。

ケ 地域密着型通所介護

小規模の通所介護施設にて、少人数でサービスを利用するため、大規模の事業所とは異なるニーズがあります。現在はサービス基盤がありませんが、少人数できめ細かいサービスが実施できる本サービスの需要が高まると考えられるため、事業者の動向を見極め、整備を検討します。

(2) 有料老人ホーム等届出・指導事務

町内で高齢者の方が自立した日常生活を続けるための選択肢の一つである有料老人ホームの設置等に関する事務を町が直接行い、入所希望者や入所者の安心・安定した生活環境の維持を図ります。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期報告実施率	100%	100%	100%

(3) 介護サービス事業者指定等管理事務

介護保険サービスに関する指定や運営指導を行い、利用者の安心・安定した生活環境の維持を図ります。第9期計画においては、国の方針に基づき利用者の尊厳の確保と運営指導の標準化の方針に基づき実施します。各種制度改正や災害等の予期しない事態に適正に対応できるよう、平時の事業所との情報共有に努めていきます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導実施率	100%	100%	100%

※運営指導実施数／当該年度の運営指導計画数

(4) 支えあいの町づくり人材育成事業

介護認定者数がピークを迎えると推計される 20 年後を見据えて、若い世代を含め介護の魅力発信、介護人材の資格取得などの知識取得及び情報発信の事業を推進します。それぞれの事業を総合的かつ一体的に推進することで将来につながる介護人材の育成体制充実を図ります。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学生カイゴチャレンジ奨励 金事業交付者数	6 人	7 人	8 人
各種団体等への 情報発信(出前講座)数	10 回	11 回	12 回

(5) 介護給付費適正化事業

介護給付費適正化事業については平成 20 年度からこれまで 3 年を 1 期（第 1 期のみ 4 年間）として 5 期にわたり、各都道府県・保険者において「介護給付費適正化計画」を策定し、都道府県と保険者が一体となり、その推進に取り組んできました。

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定して、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

芽室町では第 5 期（令和 3 年度～5 年度）介護給付費適正化計画において主要事業と位置付けられる 5 事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）の実施はもちろん、体制の標準化や内容の充実に努めました。

令和 6 年度以降の国の方針が再編されたことに伴い、第 6 期（令和 6 年度～8 年度）介護給付等適正化事業計画を次のとおり策定します。

ア 要介護認定の適正化

要介護認定数増加により認定調査件数が増加するため、適正な認定を行うための事務処理体系を見直し、適正な要介護認定を行います。

認定調査の全件を事務職員等で点検し、調査を委託している施設にも定期調査として直営の認定調査員が認定調査を行うことで、認定調査の精度を維持します。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査会資料点検実施率	100%	100%	100%

イ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検及びケアプラン点検の一体的な実施

第6期においては従来の「住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検」と「ケアプラン点検」を一体的に実施することで、不適正な給付の是正やアセスメントの振り返りによる利用者の自立支援や生活の質の向上に努めます。

ケアプラン点検は国保連介護給付適正化システムを活用し、指導効果が高いケースを選定し点検を行います。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修・福祉用具に関わるケアプラン点検数	3件	4件	5件
ケアプラン点検件数	10件以上	10件以上	10件以上

ウ 医療情報との突合、縦覧点検

医療情報との突合は医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

芽室町では現在、国保連合会に委託している事務内容であり、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託によって行っています。第6期計画期間も委託業務として取り扱い、費用対効果が高いとされる帳票を中心に、必要に応じてケアプラン点検の機会等に直接確認を行う手法も取り入れます。

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	12回	12回	12回

(6) 介護予防・生活支援サービスの方針

地域支援事業のなかで介護予防・日常生活支援総合事業としてサービスを実施します。対象者の求める支援内容に適した担い手や提供体制を構築し、サービスの適正化と給付の抑制を図ります。単価設定についても、利用者・事業者がともに理解できるような単価設定のあり方を検討します。

第4章 給付費と介護保険料の推計

1 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みについては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果や在宅介護実態調査、令和3年度から令和5年度までの給付実績等を判断し、厚生労働省から示されたワークシートにより利用量を算出しました。

(1) 居宅サービス量の見込み

要介護認定者（要介護1～5）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の居宅サービス利用者数は、令和6年度が417人、令和7年度が426人、令和8年度が434人と見込まれています。なお、住み慣れた自宅で自立した生活を長く送ることができるよう、計画期間内にサービス提供体制の充実に努めます。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	訪問介護	26,844 回	26,736 回	27,024 回
	訪問入浴介護	785 回	785 回	845 回
	訪問看護	6,914 回	7,235 回	7,557 回
	訪問リハビリテーション	1,710 回	1,878 回	2,046 回
	居宅療養管理指導	1,452 人	1,464 人	1,476 人
	通所介護	14,804 回	14,691 回	14,828 回
	通所リハビリテーション	14,181 回	14,469 回	14,770 回
	短期入所生活介護	2,445 日	2,445 日	2,445 日
	短期入所療養介護(老健)	444 日	446 日	447 日
	短期入所療養介護(病院等)	0 日	0 日	0 日
	短期入所療養介護(介護医療院)	0 日	0 日	0 日
	福祉用具貸与	3,528 人	3,684 人	3,792 人
	特定福祉用具購入	60 人	60 人	72 人
	特定施設入居者生活介護	384 人	396 人	408 人
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	84 人	96 人	96 人
	夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	0 人
	認知症対応型通所介護	0 回	0 回	0 回
	小規模多機能型居宅介護	300 人	300 人	312 人
	認知症対応型共同生活介護	948 人	960 人	972 人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 人	0 人	0 人

	看護小規模多機能型居宅介護	0 回	0 回	0 回
	地域密着型通所介護	348 回	348 回	348 回
住宅改修		72 人	84 人	96 人
居宅介護支援		5,004 人	5,112 人	5,208 人

(2) 介護予防サービス量の見込み

要支援認定者（要支援 1・2）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の介護予防サービス利用者数は、令和 6 年度が 143 人、令和 7 年度が 145 人、令和 8 年度が 147 人と見込まれています。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0 回	0 回	0 回
	介護予防訪問看護	917 回	917 回	917 回
	介護予防訪問リハビリテーション	340 回	340 回	340 回
	介護予防居宅療養管理指導	72 人	72 人	72 人
	介護予防通所リハビリテーション	660 人	660 人	672 人
	介護予防短期入所生活介護	0 日	0 日	0 日
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0 日	0 日	0 日
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0 日	0 日	0 日
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0 日	0 日	0 日
	介護予防福祉用具貸与	1,356 人	1,380 人	1,416 人
	特定介護予防福祉用具購入	24 人	24 人	24 人
	介護予防特定施設入居者生活介護	24 人	24 人	24 人
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0 回	0 回	0 回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	24 人	24 人	24 人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 人	0 人
介護予防住宅改修		24 人	24 人	24 人
介護予防支援		1,716 人	1,740 人	1,764 人
※総合事業	訪問型サービス	408 人	408 人	420 人
	通所型サービス	576 人	576 人	588 人

※総合事業は介護予防サービスではありませんがサービス基盤の一部であるためここに掲載します。

(3)施設サービス量の見込み

施設サービス全般の傾向として、本町における被保険者1人当りの施設サービス給付費の給付月額水準は全国平均と比較して約1.4～1.5倍と非常に高くなっていることから施設整備は進んでいると考えられます。

(P. 34)

特別養護老人ホームは第5期計画期間中に整備計画の前倒しにより20床増床して120床としました。平成27年度からは、入所基準が原則要介護3以上の重度者と変更されたことや、十勝圏域内の他市町村で施設整備が進んでいることなどから、広域施設である特養への入所待機状況は、一定程度緩和することが予想されるため、新たな整備は見込みません。

介護老人保健施設は、在宅復帰体制を強化しつつ稼働率を向上させる取り組み等が行われていることから、現在の100床から新たな整備は見込みません。

芽室町では介護医療院の整備の見込みはなく、町外の施設に現在入所している人数に大きな増減はないものと見込んでおります。

サービス種別	利用見込み(人／月)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	116 人	117 人	119 人
介護老人保健施設	123 人	124 人	125 人
介護医療院	1 人	1 人	1 人

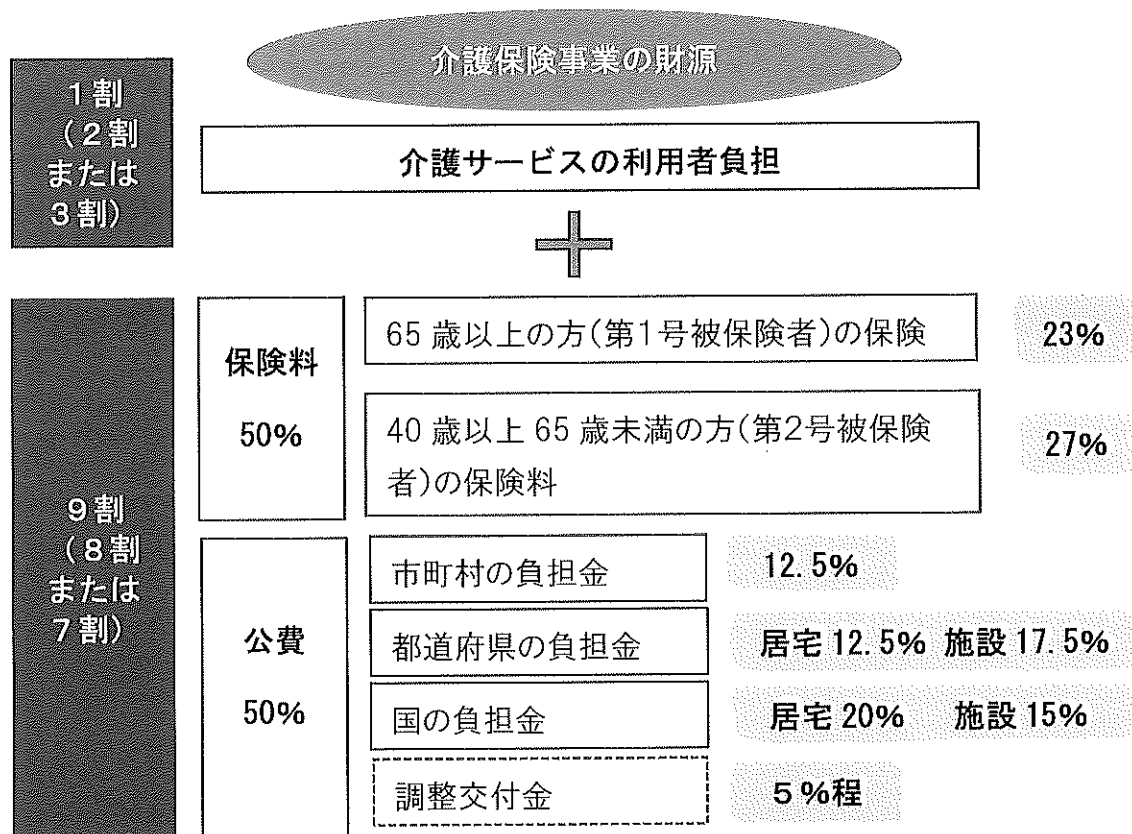
2 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業に係る給付費の財源のしくみ

介護保険は、制度を国民の皆様で支え合う「社会保険方式」を採用し、サービスを利用する場合は費用の1割（2割・3割）が自己負担となり、残りの9割（8割・7割）が保険給付されます。

保険給付の財源は原則、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳の第2号被保険者が27%）、残り50%は市町村（12.5%）、都道府県（12.5%または17.5%）、国（25%または20%。このうち約5%は調整交付金）の負担（公費）で賄っています。

第1号被保険者の保険料は年金の額などにより納付書で個別に納めたり（普通徴収）、年金から天引き（特別徴収）により納めたりすることになります。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（健康保険）の保険料と一緒に納めます。



調整交付金で市町村の格差が調整されます。

75歳以上の後期高齢者の比率が高い市区町村や、所得が全国平均よりも低い水準にある市区町村についても、介護保険の財源が不足することのないよう、調整交付金で格差が調整されます。

(2) 標準給付費などの見込み

これまでの利用実績をもとに、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間のサービス見込み量により給付費を推計しました。

【居宅介護サービス・地域密着型介護サービス・施設介護サービスの給付費推計】 (単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
居宅介護サービス費	訪問介護	79,610	79,771	80,862	240,243
	訪問入浴介護	9,468	9,468	10,216	29,152
	訪問看護	35,382	37,018	38,654	111,054
	訪問リハビリテーション	5,572	6,116	6,660	18,348
	居宅療養管理指導	13,731	13,845	13,959	41,535
	通所介護	98,710	97,904	98,595	295,209
	通所リハビリテーション	110,115	112,154	114,415	336,684
	短期入所生活介護	19,571	19,571	19,571	58,713
	短期入所療養介護(老健)	5,724	5,738	5,751	17,213
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	78,808	81,110	83,412	243,330
	福祉用具貸与	39,443	40,857	41,442	121,742
	特定福祉用具購入	1,879	1,879	2,289	6,047
	住宅改修	3,499	4,074	4,649	12,222
	サービス費用計	501,512	509,505	520,475	1,531,492
居宅介護支援		76,884	78,640	80,172	235,696
地域密着型介護サービス費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,047	11,459	11,459	32,965
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	47,566	47,566	48,994	144,126
	認知症対応型共同生活介護	249,519	252,737	255,956	758,212
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	2,941	2,941	2,941	8,823
	サービス費用計	310,073	314,703	319,350	944,126

施設介護 サービス費	介護老人福祉施設	389,171	390,671	395,786	1,175,628
	介護老人保健施設	440,705	443,905	447,106	1,331,716
	介護医療院	4,822	4,822	4,822	14,466
	サービス費用計	834,698	839,398	847,714	2,521,810
介護給付費計(Ⅰ)		1,723,167	1,742,246	1,767,711	5,233,124
報酬改定に伴う影響額 *		51,696	52,268	53,032	156,996

【介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの給付費推計】 (単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防 サービス 費	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,955	3,955	3,955	11,865
	介護予防訪問リハビリテーション	961	961	961	2,883
	介護予防居宅療養管理指導	670	670	670	2,010
	介護予防通所リハビリテーション	21,623	21,623	21,868	65,114
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,973	1,973	1,973	5,919
	介護予防福祉用具貸与	8,972	9,096	9,282	27,350
	特定介護予防福祉用具購入	713	713	713	2,139
	介護予防住宅改修	2,091	2,091	2,091	6,273
	サービス費用計	40,958	41,082	41,513	123,553
介護予防支援		7,718	7,826	7,935	23,479
地域密着 型介護予 防サービ ス費	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,649	1,649	1,649	4,947
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	サービス費用計	1,649	1,649	1,649	4,947
介護給付費計(Ⅱ)		50,325	50,557	51,097	151,979
報酬改定に伴う影響額 *		1,510	1,517	1,533	4,560

* 現時点で国から介護報酬改定率が示されていないため、これまでに改定率が最も高かった3%を見込んで積算しております。

【給付費の推計】

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費計(Ⅰ)	1,774,863	1,794,514	1,820,743	5,390,120
介護給付費計(Ⅱ)	51,835	52,074	52,630	156,539
給付費総計(ア)	1,826,698	1,846,588	1,873,373	5,546,659

【標準給付費の推計】

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
給付費総計(ア)	1,826,698	1,846,588	1,873,373	5,546,659
特定入所者介護サービス等給付費	57,104	57,560	58,573	173,237
高額介護サービス費等給付額	41,977	42,312	43,057	127,346
高額医療合算介護サービス費給付額	7,679	7,741	7,877	23,297
審査支払手数料	1,477	1,488	1,515	4,480
標準給付費(a)	1,934,935	1,955,689	1,984,395	5,875,019

【地域支援事業費の推計】

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	7,118	7,118	7,263	21,499
	通所型サービス	19,033	19,033	19,437	57,503
	介護予防ケアマネジメント	2,478	2,503	2,528	7,509
一般介護予防事業		31,830	34,319	31,558	97,707
包括的支援事業		55,928	57,074	58,465	171,467
地域支援事業費計(b)		116,387	120,047	119,251	355,685

【第1号被保険者負担分相当額】

(単位:千円)

	標準給付費 見込額(a)	地域支援事業費 見込額 (b)	第1号被保険者負担分相当額 ((a)+(b))×23%
令和6年度	1,934,935	116,387	471,805
令和7年度	1,955,689	120,047	477,420
令和8年度	1,984,395	119,251	483,839
合 計	5,875,019	355,685	1,433,064

(3)第1号被保険者保険料の算定

① 保険料段階の考え方

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料は、被保険者の負担能力に差があるため一律ではなく、町民税の課税状況や所得状況等によって段階的な保険料が定められており、第9期計画期間（令和6～8年度）3年間の介護サービス見込み量をもとに総費用額を算出し、保険給付に必要な保険料額を算定しています。

国は介護保険制度の持続可能性を確保するため、高齢化の進行により介護費用の増額が増加しているなかにあっても低所得者の保険料上昇を抑制する必要があると捉え、第9期計画期間で低所得者の標準乗率の引下げに合せて介護保険法における標準段階を現行の9段階から13段階へ多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げの考えを示しており、芽室町では第7期計画期間から12段階ある標準段階を見直し、被保険者の負担能力に応じた標準14段階の保険料設定としています。

② 保険料の段階設定

【段階設定における保険料負担割合】

区分	所得状況	基準額に 対する割合 (保険料率)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.445
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.68
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	0.69
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.90
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	1.00
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上410万円未満	1.70
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が410万円以上500万円未満	1.80
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上590万円未満	1.90
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が590万円以上680万円未満	2.00
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が680万円以上1,000万円未満	2.10
第14段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.30

※この保険料の段階設定を基に所得段階別加入割合補正後被保険者数を計算します。

③ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金については、高齢者数及び要介護認定者数等の増加に伴う急激な給付費の増による保険料への影響等に対応するため基金として確保すべきとの意見も踏まえて、積立を行っています。

国の基本的な考え方は、「基金については必要最低限と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべき」とされており、本町の令和5年度末の基金残高額は、1億4千万円を見込んでおります。ここから第9期介護保険料の上昇の緩和と現状の物価動向を踏まえたうえで、今後の介護保険財政の安定的な運営を考慮し、介護給付費準備基金等の取崩額を1億円と見込みます。

④ 財政安定化基金交付金及び償還金への影響

財政安定化基金は都道府県に設置されており（国・都道府県・市町村で3分の1ずつ拠出）、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組みになっています。第8期計画期間中に財政安定化基金による貸付・交付は行われませんでしたので、第9期計画期間に対する償還金は見込んでいません。

⑤ 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の活用

高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が平成29年度から制度化されました。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

令和2年度からは、保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しました。

これらの交付金は国、道、町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計で実施する事業に充当することができ、第9期介護保険事業計画期間中における交付額を1,946万円と見込みます。

⑥ 保険料の算定

第9期の第1号被保険者の負担割合は23%になります。これに国からの調整交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金、保険料収納率、高齢者（被保険者）数、所得段階別人数割合及び財政安定化基金の取り崩しなどを勘案し、芽室町の第9期の基準月額保険料を算定します。

【第9期介護保険料収納必要額の算定】

標準給付費見込額 (A)	5,875,019 千円
地域支援事業費見込額 (B)	335,685 千円
第1号被保険者負担分 (C) (C) = ((A) + (B)) × 23%	1,433,064 千円
調整交付金相当額との差額 (D) ※基準の5%より多ければ＋、少なければ－	14,389 千円
介護給付費準備基金取崩額 (E)	100,000 千円
保険者機能強化推進交付金及び 保険者努力支援交付金 (F)	19,467 千円
保険料収納必要額 (G) (G) = (C) - (D) - (E) - (F)	1,299,202 千円
保険料収納率 (H)	99.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	16,721 人
保険料(年額) (J) (J) = (G) ÷ (H) ÷ (I)	78,000 円
保険料(月額) (K) (K) = (J) ÷ 12 月	6,500 円

第9期介護保険料基準額 6,500円

(第8期の介護保険料基準額(月額)は 6,300 円)

【第9期計画策定時点の段階別介護保険料】

区分	所得状況	基準額に 対する割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.445 ↓ 0.275	2,893円 ↓ 1,788円	34,800円 ↓ 21,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.68 ↓ 0.48	4,420円 ↓ 3,120円	53,000円 ↓ 37,400円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	0.69 ↓ 0.685	4,485円 ↓ 4,453円	53,800円 ↓ 53,400円
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.90	5,850円	70,200円
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	1.00	6,500円 (基準額)	78,000円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20	7,800円	93,600円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,450円	101,400円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,750円	117,000円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上410万円未満	1.70	11,050円	132,600円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が410万円以上500万円未満	1.80	11,700円	140,400円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上590万円未満	1.90	12,350円	148,200円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が590万円以上680万円未満	2.00	13,000円	156,000円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が680万円以上1,000万円未満	2.10	13,650円	163,800円
第14段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.30	14,950円	179,400円

※第1・2・3段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は令和6～8年度に実施予定の保険料公費軽減制度による軽減後の数値(見込)ですが、現時点で国から介護報酬改定率等が示されていないため、各段階の割合及び保険料額は今後変更となる場合があります。

3 低所得者への配慮

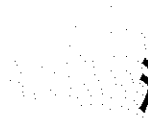
介護サービスの円滑な利用を図るため、介護サービスを利用している低所得者の利用者負担を軽減する等、低所得者に配慮した対策を講じます。

① 介護保険制度による軽減対策

同じ月の介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えた時（高額介護サービス費）、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、自己負担額の合計が年額で一定の限度額を超えた時（高額医療合算介護サービス費）、施設サービス利用の際の居住費と食費の減額（特定入所者介護サービス費）等、所得の段階による介護保険制度の軽減対策を引き続き実施し、負担軽減を行います。

② 介護保険制度以外における軽減対策

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度による負担軽減を継続するとともに、町単独軽減である低所得者等利用者負担助成事業を継続し、低所得者に対する負担の軽減を促進します。



添 付

1 策定経過

		R4.10月	R5.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月
1	芽室町総合保健医療福祉協議会			諮問								答申
2	庁内検討員会				〈検討〉 基本目標 (案)							
3	高齢者・介護部会 (芽室町総合保健医療福祉協議会)	〈説明〉 ニーズ調査			〈審議〉 基本目標 (案)			〈審議〉 素案 (案)		〈審議〉 原案 (案)		
4	厚生文教常任委員会 (町議会)	〈説明〉 ニーズ調査		〈説明〉 スケジュール			〈説明〉 基本目標				〈説明〉 原案	
5	関係団体※ ¹ との意見交換				協議体	民協		ケアマネ		老ク		
6	介護事業者 との意見交換		実施									
7	パブリックコメント									実施		
8	各種調査	令和4年度に実施済み:在宅介護実態調査、日常生活圏域ニーズ調査、80～84歳訪問時アンケート調査										

※1 関係団体…4団体

協議体:高齢者支援活動推進事業活動推奨団体、民協:芽室町民生委員児童委員連絡協議会、老ク:芽室町老人クラブ連合会の会長会議、
ケアマネ:ケアマネネットワーク会議

健康 第132号
令和5年6月9日

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 研 谷 智 様

芽室町長 手島



芽室町総合保健医療福祉協議会所掌計画（案）の策定について（諮問）
次の計画を策定するに当たり、芽室町総合保健医療福祉協議会条例第2条第2項の規定に基づき、答申を受けたく貴協議会に諮問します。

記

諮問事項

- 「第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定
- 「第5期芽室町健康づくり計画」の策定
- 「第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画」の策定

（健康福祉課社会福祉係）

第9期芽室町
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和●年●月●日

発行 芽室町
編集 芽室町高齢者支援課在宅支援係
住所 〒082-8651
北海道河西郡芽室町東2条2丁目14
電話 0155-62-9724

令和5年度芽室町総合保健医療福祉協議会「第3回高齢者・介護部会」 要旨

議題	第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について
日時	令和5年10月25日(水) 18時30分から19時まで
出席委員数	7名 (欠席1名)
意見1 基本方針と基本目標と記載内容が重複している。また、目標と方針の違いがわかりにくい。 ⇒回答 基本方針は、目標に基づいて実施することを意図したが、記載内容が重複しているため修正する。 質問2 社会資源とは何か？ ⇒回答 行政によるサービスや介護保険等の公的サービスだけでなく、制度化されていない活動や友人関係、民間が提供するサービス等を示す。 質問3 令和3年～5年の65歳以上人口が減少している要因はなにか？ ⇒回答 要因を把握していないため次回の部会で回答する。	

令和5年度芽室町総合保健医療福祉協議会「第4回高齢者・介護部会」 要旨

議題	第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の原案について
日時	令和5年12月22日(金) 18時30分から19時5分まで
出席委員数	6名 (欠席2名)
1 事務局からの説明事項 65歳以上人口の減少要因について(令和3～5年) 「死亡」が要因と推察される。令和2年以前の死亡や転出による減少人数は、年間200人に対し、令和3年度以降は、年間258人に増加している。主な死因(高齢者に限らず)は、「悪性新生物(約28%)」が最も多く、次いで「心疾患(約15%)」、「老衰(約12%)」は3番目に高い死因となっている。 2 質疑応答 質問1 介護保険料の基準額は6,500円となっているが、再積算後、下がるか？ ⇒回答 下がる予定である。国が定める介護報酬の改定率を+3%と見込み、6,500円としたもの。国が改定率を+1.59%と公表したことから、6,500円より下がる見込みである。 質問2 介護保険料は所得段階別に定められているが、どのようになるのか？ ⇒回答 年間所得金額が高い方は、介護保険料の引き上げとなる。本日、所得段階に応じた基準額に対する割合が国から公表されたことから、今後精査する予定である。	